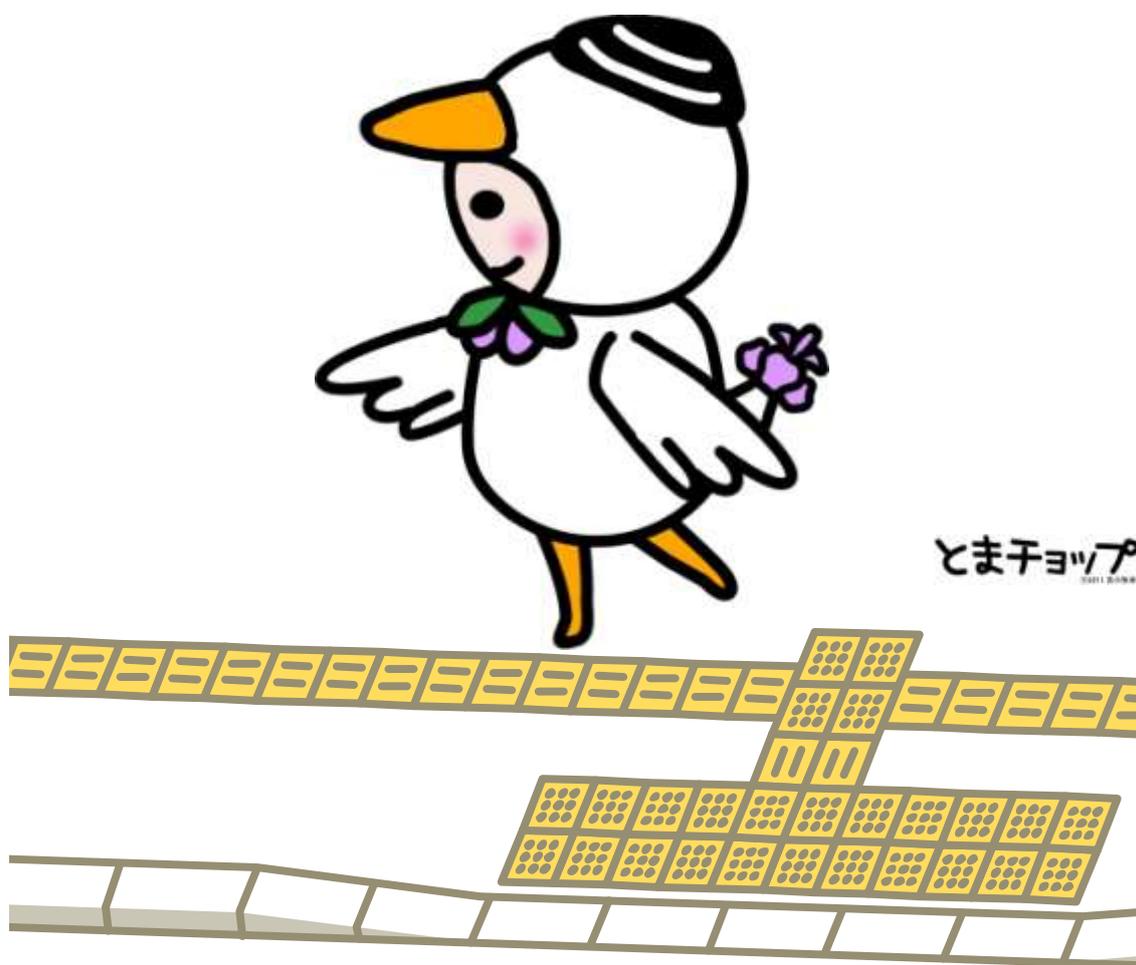


# 苫小牧市バリアフリー基本構想



平成28年（2016年）3月

苫小牧市



## はじめに

全国的に少子高齢化と人口減少が同時に進行している中、本市においても高齢化率の上昇と出生率の減少など人口構造の変化に対応したまちづくりの実現が求められております。

このような中、すべての人が安心して暮らすことが出来る社会を目指して、平成14年に「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者や障がいを抱える方の積極的な社会参加を可能とするための福祉のまちづくりを推進してまいりました。

また、平成26年にはバリアフリーやノーマライゼーションの理念に沿った各種施策の基本的な方向性について、よりわかりやすい形で市民の皆様にお示しするため「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」及び「苫小牧市障がい者計画」を策定したところです。

苫小牧市バリアフリー基本構想では、これらの計画と共通の基本理念のもと、より具体的な地区を設定し、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会など多くの関係者と連携しながら、ハード、ソフトの両面からバリアフリー化を目指していくものとなっています。

今後は「誇れる街 苫小牧へ～活みなぎるふくしのまちづくり～」に向け、行政が行うさまざまな「ふくし」を継続するため、本構想に基づいて優しさが伝わる苫小牧を目指していきたいと考えておりますので、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、本構想の策定にあたり、御尽力いただきました「苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会」の皆様をはじめ、現地調査等を通して、貴重な御意見を賜りました市民の皆様及び関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成28年（2016年）3月

苫小牧市長 岩倉博文

## 目 次

1.	基本構想策定の主旨	1
(1)	背景	1
(2)	意義	1
(3)	我が国におけるバリアフリー化の取り組み	1
(4)	苫小牧市のまちづくり等の計画と基本構想の位置づけ	4
(5)	基本構想の策定とバリアフリー化実施までの流れ	7
2.	苫小牧市の概況と市民意向の把握	8
(1)	苫小牧市の概況	8
(2)	既存調査における市民意向の把握	14
(3)	まち歩きワークショップによる市民意向の把握	17
3.	重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針	22
(1)	基本理念	22
(2)	目標設定	22
(3)	基本方針	22
4.	重点整備地区の設定	23
(1)	基本的な考え方	23
(2)	生活関連施設の設定	24
(3)	生活関連経路の設定	25
(4)	重点整備地区の設定	26
5.	バリアフリー化のための特定事業	30
(1)	バリアフリー化に向けて	30
(2)	特定事業	31
(3)	その他	35
6.	基本構想の推進に向けて	36
(1)	心のバリアフリーの推進	36
(2)	バリアフリー化水準の向上のための取り組み	37
	資料編	38

# 1. 基本構想策定の主旨

## (1) 背景

急速に高齢化が進展している我が国にあって、本市も平成22年度に超高齢社会に突入するなど、高齢化への対応や障がい者の社会進出等への対応に向けて、社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げることが急務と考えています。

本市では、従来より「苫小牧市福祉のまちづくり条例」に基づき、各種施設のバリアフリー化を行ってきたところであり、交通結節点である駅や駅前広場を中心とするような範囲を「面」として、広がりをもったバリアフリー化を推進させるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）による基本構想を策定するものです。

## (2) 意義

バリアフリー新法では、下記の措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的としています。

- ①公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置（基準適合義務及び努力義務）。
- ②一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置（重点整備地区の基本構想の策定）。

## (3) 我が国におけるバリアフリー化の取り組み

### 1) ハートビル法（平成6年施行、平成14年改正・平成15年施行）

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）は、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障がい者などが使う建築物のバリアフリー化を進めるために平成6年に制定されました。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は建物出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障がい者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないとされております。

平成14年には、特定建築物の範囲の拡大、特別な建築物への利用円滑化基準への適合化の義務づけや、表示制度の導入等の支援措置の拡大などについて改正が行われました。

### 2) 交通バリアフリー法（平成12年施行）

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）は、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めるために平成12年に施行されました。

駅などの旅客施設や車両等を新たに設置したり、導入する場合等に基準に適合することの義務づけと、市町村主導のもと、駅や周辺道路などを一体的にバリアフリー化するための仕組み（基本構想制度）が設けられました。

### 3) バリアフリー新法（平成18年施行）

#### ① 目的

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）は、平成17年に策定されたユニバーサルデザイン政策大綱※の考え方を踏まえ、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度の構築が必要という判断が下され、平成18年に施行されました。

※：ユニバーサルデザイン政策大綱とは

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省が平成17年に策定したもの

#### ② 旧法からの変更点

バリアフリー新法は、ハートビル法と交通バリアフリー法とが一体化されたことにより、大きく5つの点で変更されています。

#### バリアフリー新法制定における変更点

i 全ての障がい者が対象に		身体障がい者のみならず、知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む全ての障がい者が対象とすることを明確に示したものとなっています。
ii 生活空間におけるバリアフリー化を推進		バリアフリー化の義務を負う対象者として公共交通事業者、道路管理者に加え、路外駐車場管理者等・公園管理者等を規程しております。 また、公共交通機関では交通バリアフリー法の対象とされていなかった、タクシー事業者を法の対象として新たに取り込んでおります。
iii 駅がない地域でも重点整備地区に指定可能		特定旅客施設の基準に満たない場合や、そもそも旅客施設が存在しない地区であっても基本構想を策定することができるようにしています。 特定事業の範囲を交通バリアフリー法の公共交通機関・道路・信号機等の3分野に加え、建築物・路外駐車場・都市公園、さらには施設間を結ぶ経路も特定事業に位置づけることが可能になりました。
iv 当該者の参画で利用者の視点を反映	協議会制度を法定化	基本構想を作成する際、高齢者や障がい者等の計画段階からの参加の促進を図るため、作成に関する協議等を行う協議会制度を法律に位置づけています。
	構想作成提案制度を創設	基本構想を策定する市町村の取り組みを促す観点から、基本構想の内容を、高齢者や障がい者等が市町村に対し、具体的に提案できるようにしています。
v 「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」	「スパイラルアップ」の導入等	バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、施策に係る当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくことが重要であるとの考え方を国の果たすべき責務として新たに位置づけています。
	「心のバリアフリー」の促進	バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求めることについても規程しています。

### ③ 概要（道路の移動等円滑化整備ガイドラインより抜粋）

#### ◆参考◆ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

#### ○基本方針の策定

- ・主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

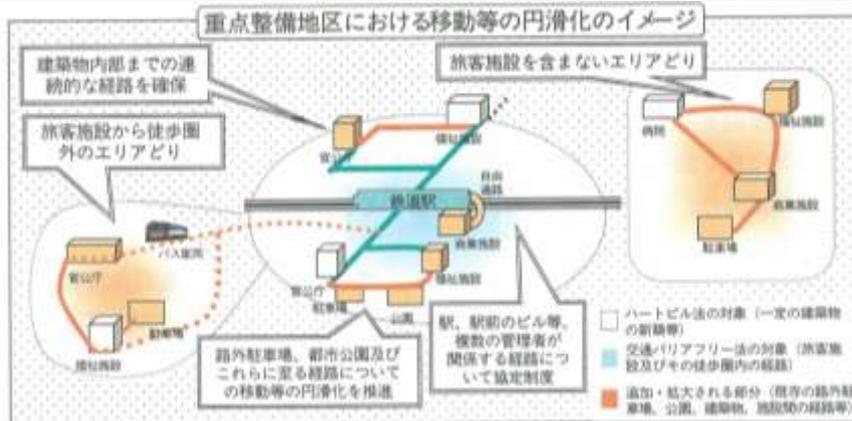
#### ○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置



- ・これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務
- ・既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

#### ○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



- ・市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のために特定事業を実施
- ・重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

#### ○住民等の計画段階からの参加促進を図るための措置



- ・基本構想策定時の協議会制度の法定化
- ・住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

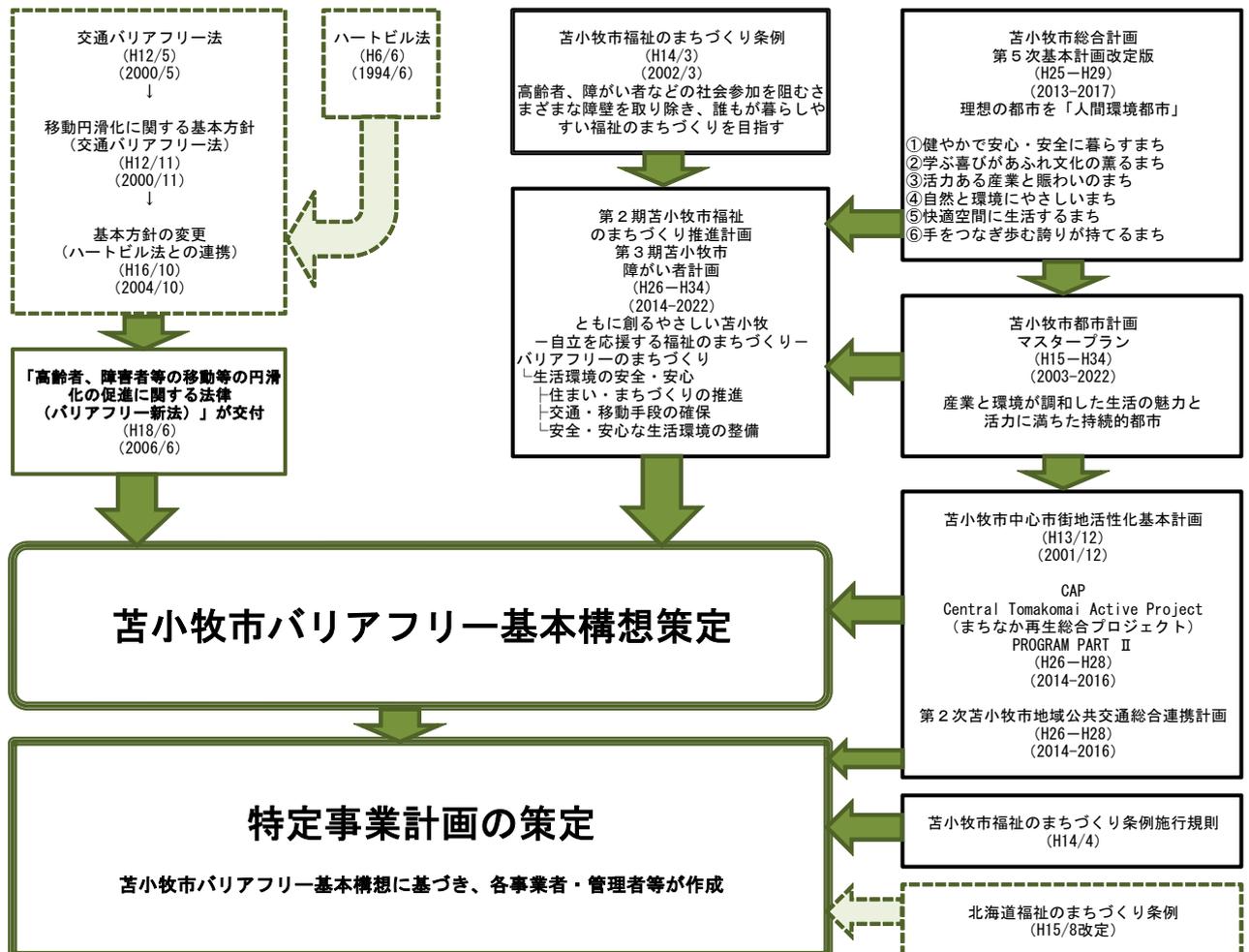
等

#### (4) 苫小牧市のまちづくり等の計画と基本構想の位置づけ

苫小牧市では、苫小牧市福祉のまちづくり条例等を踏まえた、第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画、第3期苫小牧市障がい者計画の策定により、行政と住民、事業者などとの連携により、障がい者の自立、高齢者の安全・安心な生活の確保に向け、福祉分野の各種施策に取り組むこととしています。

また、苫小牧市総合計画第5次基本計画改定版、都市計画マスタープランによる各種施策展開・都市基盤整備を進めたまちづくりに取り組んでいます。

これらの様々な施策を整理すると以下のとおりとなり、本構想は関連計画と整合を図りながら進めて行くこととなります。なお、福祉およびまちづくりに関連する計画の概要は次頁以降に示します。



1) 苫小牧市の福祉に関する計画

福祉に関する計画等の概要は以下のとおりとなっています。

条例・計画名	苫小牧市福祉のまちづくり条例	第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画	第3期苫小牧市障がい者計画
策定年	平成14年(2002年)3月	平成26年(2014年)2月	
目標年次	—	平成26—34年(2014—2022年)	
基本目標等	すべての人々が、安心して快適に暮らし、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障できる社会を実現するため、高齢者、障がい者などの社会参加を阻むさまざまな障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを目指す。	苫小牧市福祉のまちづくり条例の前文とこの内容に符号した第2期の市町村障害者計画となる「苫小牧市障害者計画」の基本理念を継承し、「第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「第3期苫小牧市障がい者計画」では、共通の基本理念として以下と定めている。  <b>ともに創るやさしい苫小牧—自立を応援する福祉のまちづくり—</b>	
内容	<p>【市の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な施策を策定し実施します</li> <li>・市民・事業者の意見を反映します</li> <li>・市の施設を高齢者、障がい者などが利用しやすいように整備します</li> </ul> <p>【事業者の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策に協力して下さい</li> <li>・従業員の福祉のまちづくりに関する活動を支援してください</li> <li>・公共的施設を高齢者、障がい者が利用しやすいように整備してください</li> </ul> <p>【市民の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくりを理解し積極的に取り組んでください</li> <li>・施策に協力して下さい</li> </ul> <p>市、事業者、市民が相互に協力</p>	<p>【市の役割】</p> <p>福祉のまちづくりの推進体制を整備するとともに、市民のニーズの把握に努め、福祉のまちづくりに関する施策のきめ細かな展開を図るほか、公共施設の整備に当たってはバリアフリー化に配慮します。</p> <p>【事業者の役割】</p> <p>自らの社会的役割を認識し、自らの責任で、障がい者や高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設整備を行うなど、福祉のまちづくりに努めます。</p> <p>【市民の役割】</p> <p>地域における福祉のまちづくりに積極的に協力、参加するとともに、障がい者や高齢者等への正しい理解を深め、問題解決に取り組みます。</p>	<p>■自己実現を応援するまちづくり■</p> <p>障がいのある人もない人も、自己選択と自己決定の下にそれぞれの能力を十分に発揮し、自分らしく、いきいきと生きることができるよう、教育・育成の充実、就労機会の拡大、地域活動への参加促進など、自己実現を応援するまちづくりを進めます。</p> <p>■暮らし続けられるまちづくり■</p> <p>障がいのある人もない人も、健やかに、地域で自立して豊かに暮らせるよう、利用者本位の考え方に立って保健・医療や生活支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、サービス利用を支援する仕組みづくりを行うなど、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めます。</p> <p>■バリアフリーのまちづくり■</p> <p>障がいのある人もない人も、相互に個性を認め合い尊重し合うとともに、あらゆる分野へ参画する機会が均等に与えられるよう、権利の擁護、情報・コミュニケーション手段の充実、安全・安心な生活環境の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。</p>
施策	<p>様々な障壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偏見などによる心理的なもの</li> <li>・情報・通信などによる距離的なもの</li> <li>・建物等の構造的なもの</li> <li>・障害等を理由に制限する制限的なもの</li> </ul> <p>基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○推進計画の策定</li> <li>○防災上の配置</li> <li>○技術的な助言</li> <li>○情報の提供</li> <li>○財政上の措置</li> <li>○調査・研究</li> <li>○学習の推進</li> </ul> <p>推進計画などを調査審議する組織として「福祉のまちづくり推進会議」を設置します</p>	<p>①人間性が尊重されるまち(→施策の体系:権利擁護)</p> <p>②自由な移動が保障されるまち(→施策の体系:生活環境の安全・安心)</p> <p>③社会的連帯が実現されるまち(→施策の体系:権利擁護)</p> <p>④地域での生活が持続できるまち(→施策の体系:権利擁護)</p> <p>⑤快適さや豊かさを実感できるまち(→施策の体系:情報・コミュニケーション支援)</p> <p>(→施策の体系:生活環境の安全・安心)</p> <p>【権利擁護】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 権利擁護の推進</li> <li>2 虐待の防止と障がいを理由とする差別の解消</li> </ol> <p>【情報・コミュニケーション支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報バリアフリーの推進</li> <li>2 コミュニケーション手段の確保</li> </ol> <p>【生活環境の安全・安心】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住まい・まちづくりの推進</li> <li>2 交通・移動手段の確保</li> <li>3 安全・安心な生活環境の整備</li> </ol>	<p>■自己実現を応援するまちづくり■</p> <p>【教育育成】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい児療育の充実</li> <li>2 学校教育の充実</li> </ol> <p>【就労支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職業能力の開発・向上支援</li> <li>2 福祉的就労の場の確保</li> <li>3 雇用・就労の促進</li> </ol> <p>【社会参加】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくり・地域活動への参加促進</li> <li>2 生涯学習機会の充実</li> <li>3 スポーツ・文化活動の振興</li> </ol> <p>■暮らし続けられるまちづくり■</p> <p>【保険・医療】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康の維持・増進</li> <li>2 保健サービスの提供</li> <li>3 医療体制の整備</li> </ol> <p>【生活支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅サービス等の充実</li> <li>2 施設サービスと地域移行</li> <li>3 発達障がい等への対応</li> </ol> <p>【ケアマネジメント】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談体制の整備</li> <li>2 サービス基盤の整備</li> </ol> <p>■バリアフリーのまちづくり■</p> <p>第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画と共通</p>

2) 苫小牧市のまちづくりに関する計画

まちづくりに関する計画等の概要は以下のとおりとなっています。

条例・計画名	苫小牧市総合計画 第5次基本計画改定版	苫小牧市都市計画マスタープラン	CAP Central Tomakomai Active Project (まちなか再生総合プロジェクト) PROGRAM PART II
策定年(見直し年)	平成25年(2013年)3月	平成23年12月(2011年)	平成26年(2014年)5月
計画期間	平成25-29年(2013-2017年)	平成15-34年(2003-2022年)	平成26-28年(2014-2016年)
基本目標等	苫小牧市は、理想の都市を「人間環境都市」とします。 「人間環境都市」は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら、ともに生き生きと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまちです。	苫小牧市の現況とそれらを踏まえたまちづくりの課題を受けるとともに、総合計画の「人間環境都市」の理念にもとづいて、都市の将来像(将来都市像)を以下のよう に定めるものとします。  都市の将来像：産業と環境が調和した 生活の魅力と活力に満ちた持続的都市	誰もが安心して暮らせる「人にやさしいまち」、地域の特徴を活かした「誇りと愛着が持てるまち」を目指します。 (1) 人にやさしいまち：暮らしに必要な様々なサービスや公共交通の利便性を向上させ、過度に車に依存することがなく、誰もが便利で住みやすいと思えるまちなかの形成を目指します。 (2) 誇りと愛着が持てるまち：地域の資源や魅力を再認識し、地域の外に発信していくことで、地域の活性化へとつなげていきます。苫小牧独自のまちの個性を高めることで、市民が誇りや愛着を持てるまちづくりを目指します。
内容	「人間環境都市」を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり設定します。 【まちづくりの目標】 ①健やかで安心・安全に暮らすまち ②学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち ③活力ある産業と賑わいのまち ④自然と環境にやさしいまち ⑤快適空間に生活するまち ⑥手をつなぎ歩む誇りが持てるまち  苫小牧市の今後を展望する際に必要とされる基本的な視点として、次の5項目を認識し、まちづくりを展開していきます 【まちづくりの基本的な視点】 ①物流拠点としてのまちづくり ②コンパクトで地域の特性を活用したまちづくり ③少子高齢化やバリアフリーに対応するまちづくり ④行革を進め、効率的なまちづくり ⑤環境負荷を軽減し、自然と調和したまちづくり	(1) 苫小牧市の顔となる都心の機能充実を図ります ○高次な都市機能の集積 ○にぎわいと交流のあるまち並みの形成 ○都心居住の推進 (2) 産業立地を誘導する都市基盤を整えます ○定時性の確保と高速交通網とのアクセス性の向上 ○工業都市のイメージの向上 (3) 歩いて暮らせる快適な地域づくりを進めます ○地域ごとの公共的なサービスの充実 ○歩行の安全性・快適性の確保 ○公共交通の充実 (4) 自然を守り、活かしたまち並みをつくっていきます ○豊かな森林と河川、海岸の保全と活用 ○緑を市街地にとりこむ ○緑をともに育てる気遣の育成 (5) 文化の薫りと潤いのある市民生活を育みます ○文化芸術性に配慮したまちづくりの推進 ○市民の社会参加を支える福祉のまちづくりの推進 まちづくりの重点テーマ「苫小牧市の顔(都心部)づくり」 (1) 高次な都市機能の集積 (2) やさしく迎える街並みの形成 (3) 緑による潤いの演出 (4) 港まちの魅力の活用	(1) にぎわいの創出 ア 地域ブランド戦略による地域活性化 地域の成長戦略として地域ブランド戦略を掲げ、観光客などの交流人口を増やすことで、地域活性化へとつなげていきます。 イ 商業の活性化 まちなかを魅力ある空間にしていけるためには、郊外型大型店と対峙するような商品構成や店舗展開ではなく、市民が親しみやすい個店づくりを進め、郊外型大型店と差別化を図ることが重要です。 (2) 公共交通の利便性の向上 まちなかにおいて誰もが安心・快適に生活でき、まちなかが将来の市民生活のセーフティネットとなるように、各地域の生活拠点とまちなかを快適に結ぶ快速バスや、まちなか内での移動利便性を向上させる循環バスなどを導入します。 超高齢社会を目前に控え、高齢者が車に依存せずに暮らせるための公共交通体系をつくり上げます。 (3) まちなか居住の推進 生活者の視点から暮らしやすい生活空間としての整備を進めると共に、多様な居住ニーズに対応した住宅の供給を行っていく必要があります。また、高齢化が進んでいくことを考慮すると、生活便利機能が整ったまちなかでの居住が高齢者世帯の新たな居住の選択肢の一つとなることも重要になってきます。
取り組み施策 (バリアフリーに関する内容のみ抽出)	第1 健やかで安心・安全に暮らすまち ○地域で支えあう福祉社会を形成します ○安心・安全な市民の生活を確保します  第2 学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち ○次世代を担う人材育成と高等教育の充実を図ります ○人が輝き文化の薫るまちづくりを進めます  第3 活力ある産業と賑わいのまち ○地域産業を育て未来を拓く産業拠点都市を実現します ○安定した暮らしを実現します ○魅力と賑わいのある街並みを創出します  第4 自然と環境にやさしいまち ※特になし  第5 快適空間に生活するまち ○快適な住環境を整備します ○利便性の高い交通体系を整備します  第6 手をつなぎ歩む誇りが持てるまち ○明るく住み良い地域社会を実現します ○国際交流と国内交流の輪を広げます	中央部中地域の整備方針 【土地利用の方針】 土地の有効利用と公共施設の整備改善などを一体的に進め、高齢者や若年層など多様な世代の居住の促進を図ります。 【交通体系の整備方針】 JR苫小牧駅及びバスターミナル周辺のバリアフリー化を重点的に進めます。 道道苫小牧環状線、緑町二条通を中心に、バリアフリーへの配慮などによる誰もが安心して歩ける歩道の整備や、自転車専用レーンの設置を図ります。 【水と緑の形成方針】 漁港区から「ふるさと海岸」を結ぶ一帯を水と緑の交流空間として整備を図ります。 また、これらの親水空間と都心部を結ぶ道路の沿道緑化を進めます。 【都市施設の整備方針】 市役所など公共施設において、建物敷地の積極的な緑化やデザイン化された案内サインの設置などにより、緑豊かで魅力ある都心空間の形成を図ります。	○東胆振地域ブランド戦略事業 ：まちなか交流センターを地域情報発信拠点とし、地域全体の集客交流・活性化に取り組む。 ○まちなか交流センター ：幅広い層の利用者が集い、多様なコミュニケーションが創造される「場」づくりに努める。 ○「まちなか交流館」連携事業 ：まちなか交流センターと連携した事業展開により、まちなかの回遊性の向上、滞留性の強化を図る。 ○空き店舗活用事業 ：空き店舗所有者と入居希望者のマッチングの強化を図る。 ○苫小牧駅前周辺再整備事業 ：歴史・文化を発信する「苫小牧の顔」として、苫小牧駅前周辺エリアの将来的な再生を目指す。 ○まちなかイベント ：「いきいきまちなかイベント」の開催等により、まちなかのにぎわい創出を図る。 ○共通駐車券システム構築事業 ：まちなかの駐車場の利用状況やニーズ等を踏まえながら、今後の方向性を検討していく。 ○循環バス ：まちなかの主要施設を周遊する循環バスの導入を目指す。 ○快速バス ：にぎわい創出に加えて、郊外とまちなかの交流促進にもつながる快速バスの導入を目指す。 ○市営住宅まちなか建設事業 ：市営住宅建替事業を計画する際には、まちなかへの移転も選択肢の一つとして検討していく。

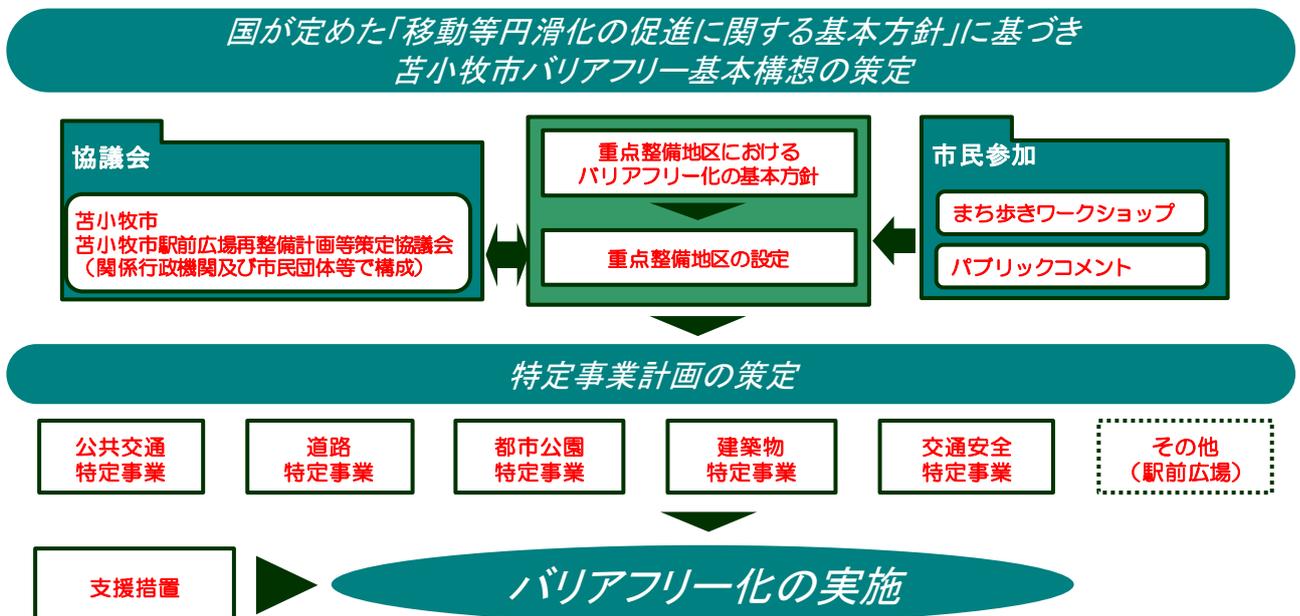
## (5) 基本構想の策定とバリアフリー化実施までの流れ

基本構想に明示すべき事項については、バリアフリー新法（第25条）において以下のとおり規定されています。

- 1) 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
- 2) 重点整備地区の位置・区域
- 3) 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 4) 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- 5) ①④)と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
  - ②自転車等の駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項
  - ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

なお、本構想の策定にあたっては、関係行政機関及び市民団体等で構成する「苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会」のご意見や市民参加による「まち歩きワークショップ」、「パブリックコメント」を踏まえ、策定します。

基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会等は具体的な整備内容を示した「特定事業計画」を策定し、バリアフリー化を進めていくこととなります。

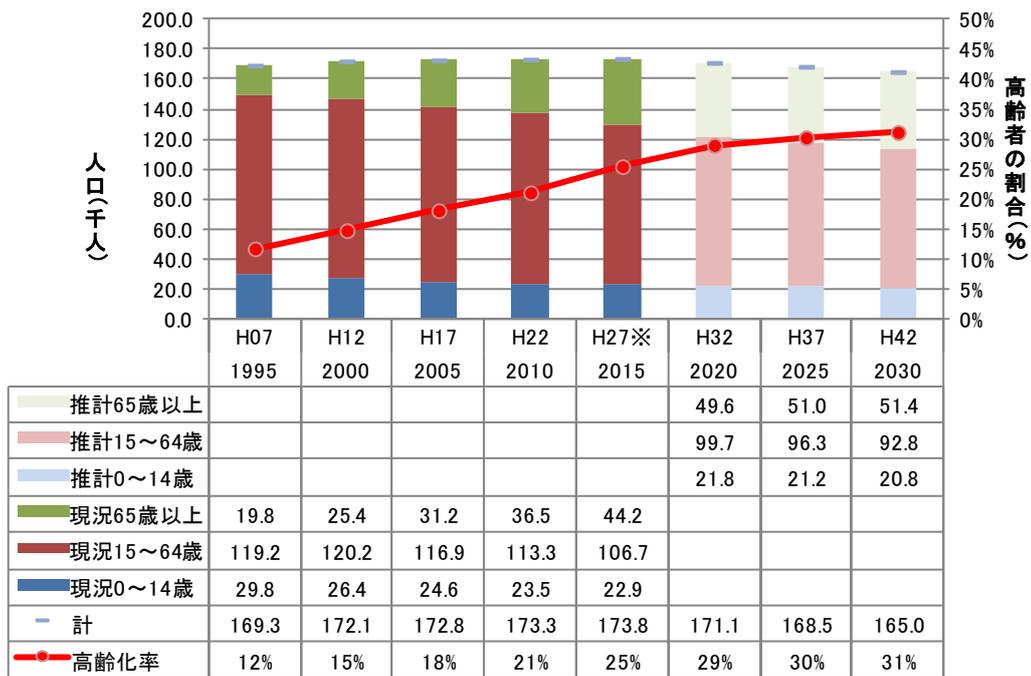


## 2. 苫小牧市の概況と市民意向の把握

### (1) 苫小牧市の概況

#### 1) 人口動向

苫小牧市の人口は、年々増加し、平成27年10月末現在で174千人となっており、高齢化率は25%となっていますが、人口推計によると、10年後の平成37年には人口が169千人に減少し、高齢化率が30%を超えるものと予想されています。



※H27は10月末現在

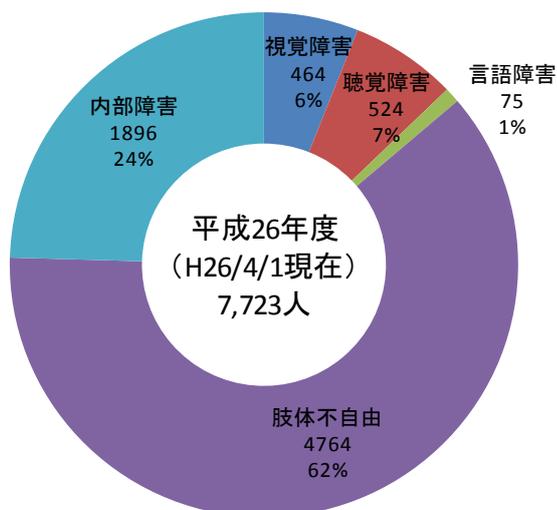
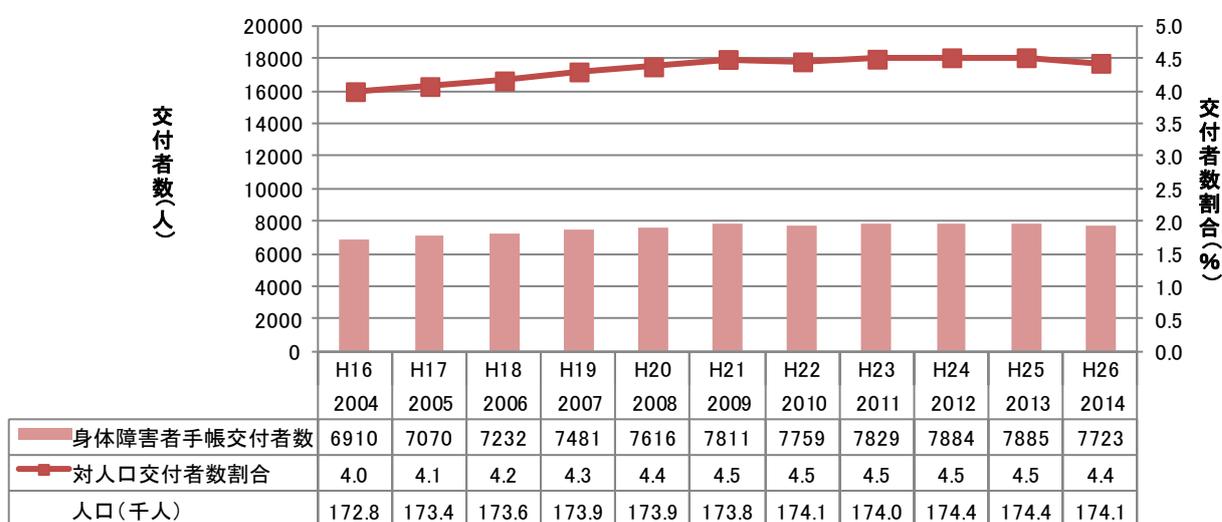
出典：国勢調査結果（総務省統計局）・苫小牧市人口資料（苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課）

※将来推計人口については、「苫小牧市人口ビジョン」による。

## 2) 障がい者の状況

平成26年の苫小牧市の障がい者数（身体障害者手帳交付者数）は7.7千人となっており、平成22年以降は横ばいとなっています。

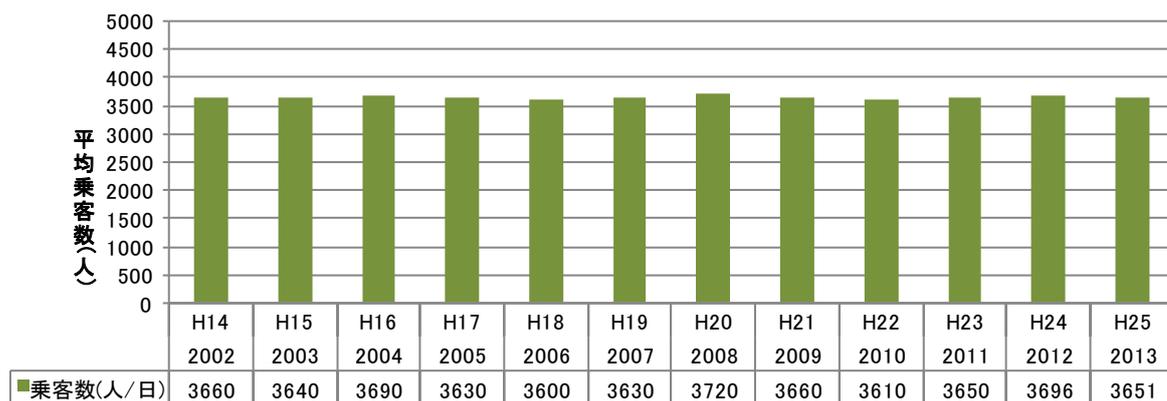
障がいの種別では、肢体不自由が62%、内部障害が24%と2種別で9割弱となっています。



出典：苫小牧市統計書（苫小牧市社会福祉課）

### 3) 苫小牧駅乗降客数の動向

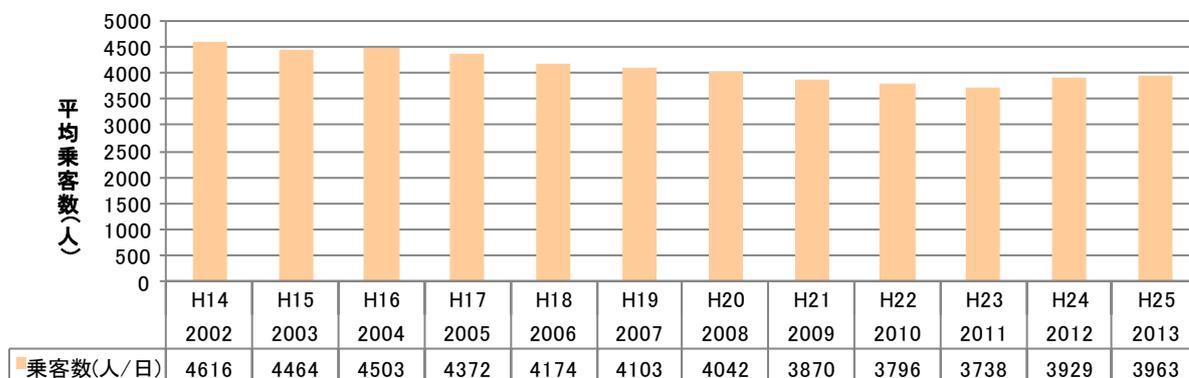
苫小牧駅の一日当たりの乗客数は3.7千人（乗降約7千人=乗客数×2）となっており、ここ10年間で大きな変化はありません。



出典：苫小牧市統計書（北海道旅客鉄道株）

### 4) バス乗客数の動向

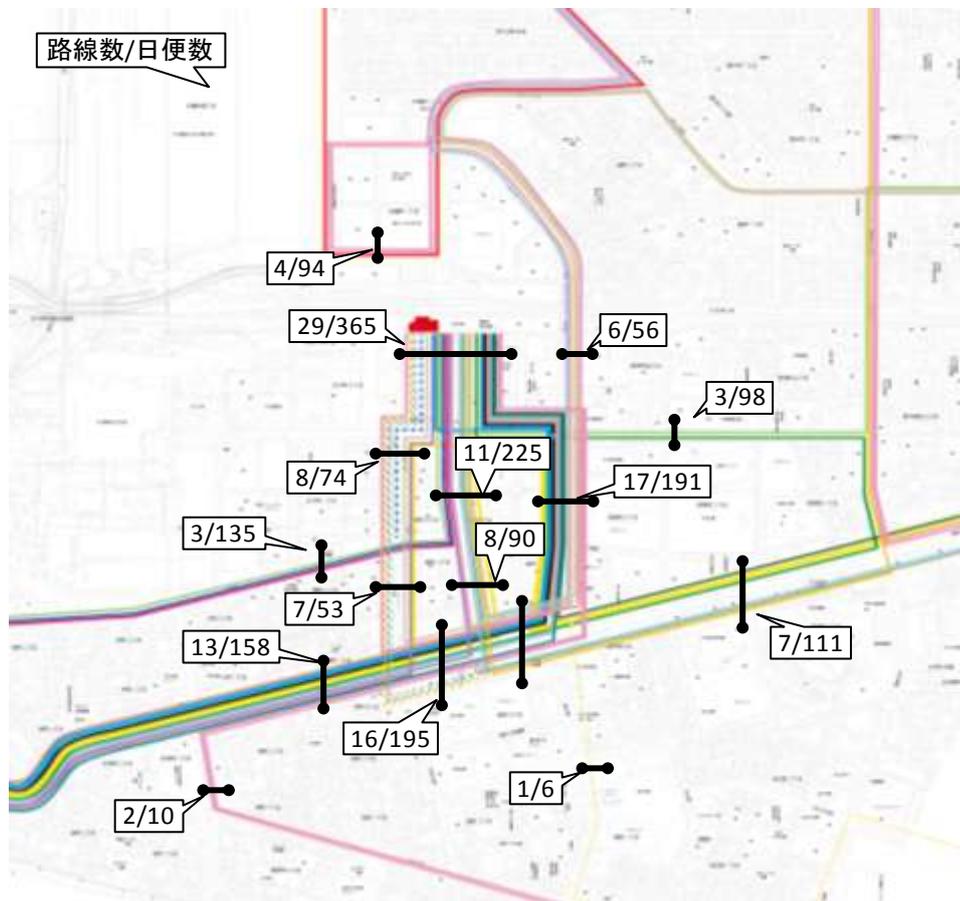
苫小牧市内の一日当たりのバス乗客数は4.0千人となっており、平成23年まで減少傾向が続いていましたが、ここ2年は微増となっています。



出典：苫小牧市統計書（苫小牧市まちづくり推進課）

### 5) 市内バス路線

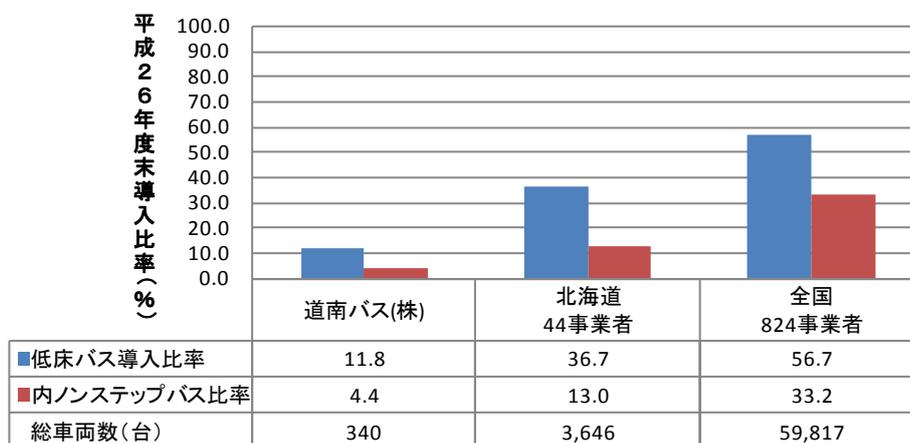
市内バス路線は苫小牧駅前を中心に系統が組まれており、駅南口にアクセスする苫小牧駅前停車場線では29系統365便が運行しています。



出典：道南バス株式会社苫小牧市内路線バス時刻表（平成27年4月1日改正）

### 6) 低床バス導入率

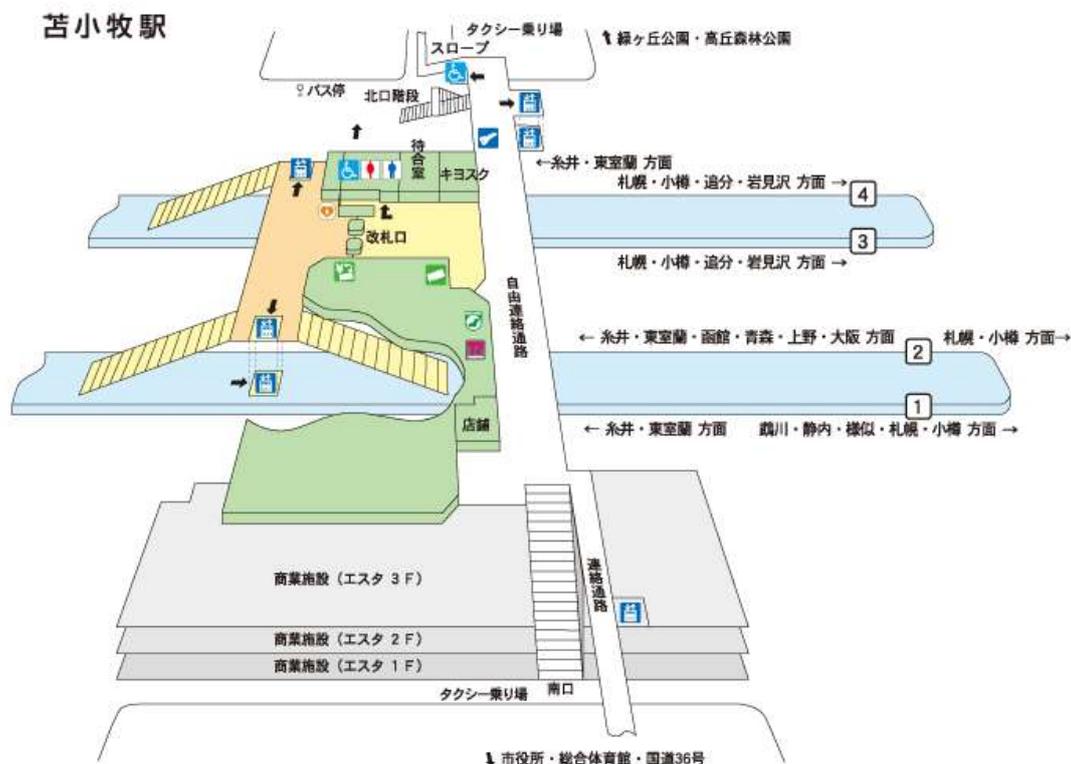
公共交通事業者である道南バス（株）の低床バス導入比率は12%と全国の57%、北海道内の37%に比べ導入率が低くなっています。



出典：国土交通省報道発表資料（全国乗合バス事業者の移動円滑化基準適合車両導入状況(平成26年3月31日現在)）

## 7) JR苫小牧駅のバリアフリー状況

JR苫小牧駅の構内については、自由連絡通路が2階部分でつながっており、上下移動となる駅出入口、改札口、ホームへのエレベーターが設置されています。



### 【バリアフリー状況】

- エレベーター・エスカレーターの設備状況

エレベーター	エスカレーター
○	×

- 地上から駅入口までの状況

入口名	階段	スロープ
南口	—	—
北口	—	—

- 駅入口から改札までの状況

改札名	改札の位置	階段	スロープ	エレベーター	エスカレーター
南口から改札	3階	○	×	○	×
北口から改札	3階	○	×	○	×

- 改札からホームまでの状況

改札名	番線	階段	エレベーター	エスカレーター
正面改札	1・2番	○	○	×
	3・4番	○	○	×

- トイレの設置

設置場所	箇所数	男子トイレ	女子トイレ	車椅子対応トイレ
改札内(改札からホームまでの間)	0箇所	×	×	×
改札外(駅舎内または隣接箇所)	1箇所	○	○	○

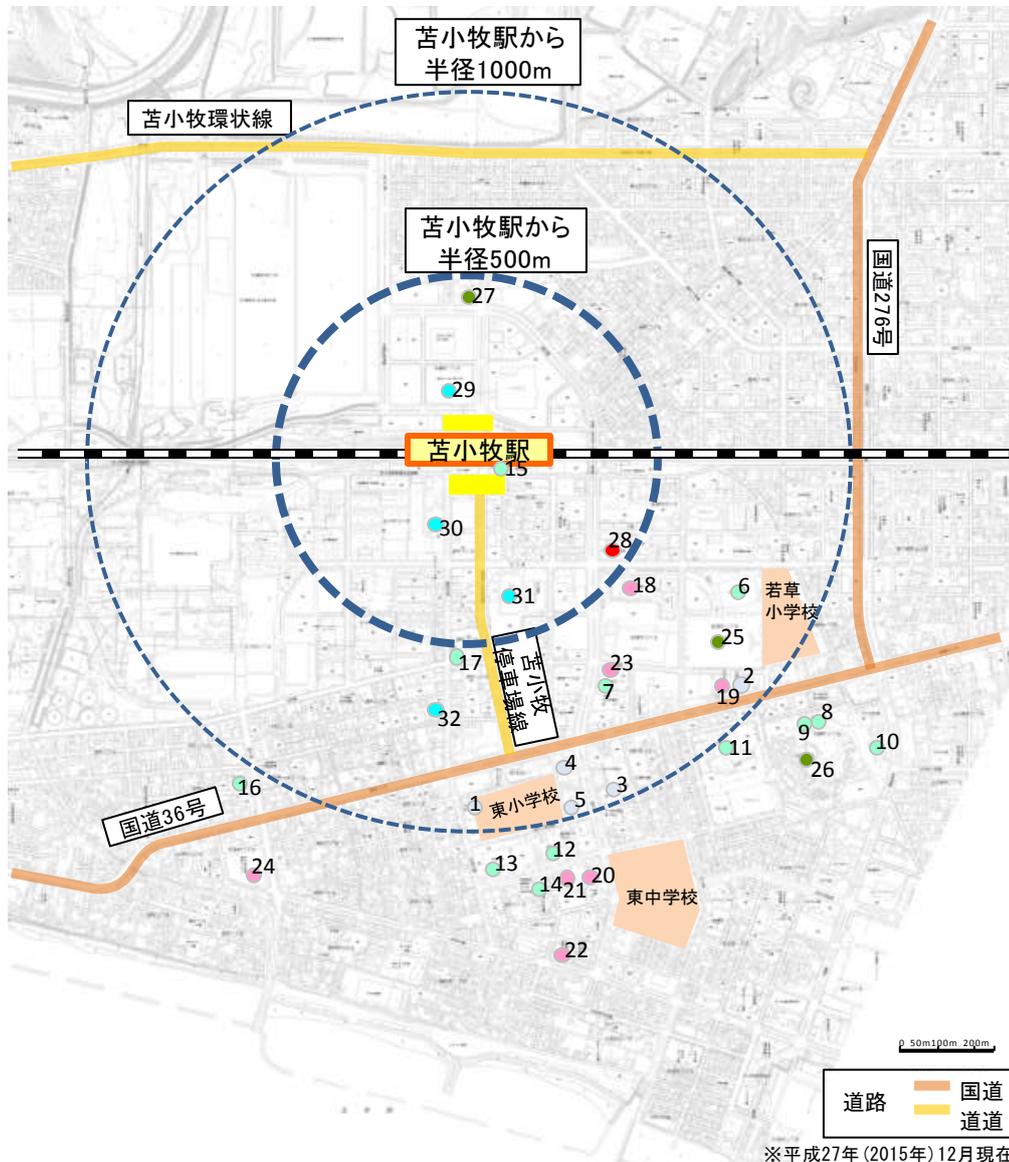
凡例	「○」あります	「×」ありません	「—」段差がないため設備されていません
----	---------	----------	---------------------

出典：JR北海道HP（図版提供交通エコロジー・モビリティ財団）

### 8) JR苦小牧駅周辺の概況

JR苦小牧駅周辺の主な施設分布は以下のとおりとなっています。

近年は商業施設の閉鎖、新たなホテル、高齢者施設等の立地など、駅周辺の状況は変化を続けています。

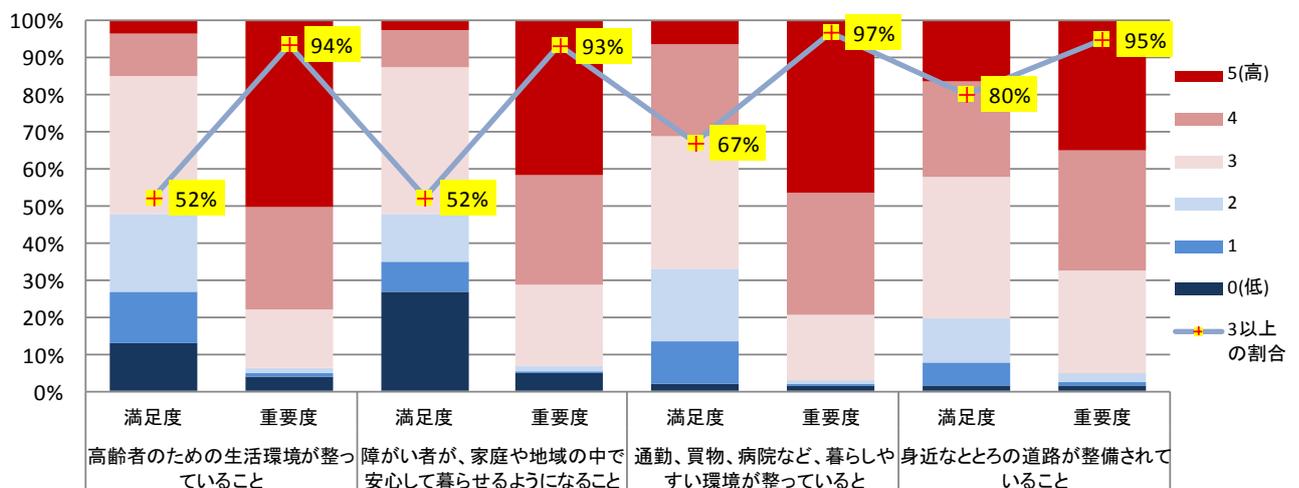


施設分類		施設名	
● 旅客施設	◎ 苦小牧駅	● 医療・福祉施設	18.王子総合病院 19.北海道苦小牧保健所 20.苦小牧市夜間・休日急病センター 21.苦小牧市保健センター 22.苦小牧市心身障害者福祉センター 23.苦小牧市社会福祉協議会 24.苦小牧市教育福祉センター
○ 官公署	1.苦小牧法務総合庁舎(法務局・検察庁) 2.苦小牧年金事務所 3.苦小牧市役所 4.苦小牧警察署 5.苦小牧税務署	● 都市公園	25.中央公園 26.市民文化公園 27.新生公園
● 文化・運動施設	6.白鳥王子アイスアリーナ 7.苦小牧市民活動センター 8.苦小牧市立中央図書館 9.苦小牧市サンガーデン 10.苦小牧市美術博物館 11.苦小牧市総合体育館 12.苦小牧市科学センター 13.苦小牧市民会館 14.苦小牧市文化会館 15.ふれんどビル(COCOTOMA) 16.苦小牧市文化交流センター(アイビー・プラザ) 17.まちなか交流館(苦小牧信用金庫本店)	● 郵便局	28.苦小牧郵便局
		● 商業・宿泊施設	29.MEGAドン・キホーテ 苦小牧店 30.東横INN苦小牧駅前 31.グランドホテルニュー王子 32.ドーミーイン苦小牧

## (2) 既存調査における市民意向の把握

### 1) 苫小牧市のまちづくりの満足度と重要度

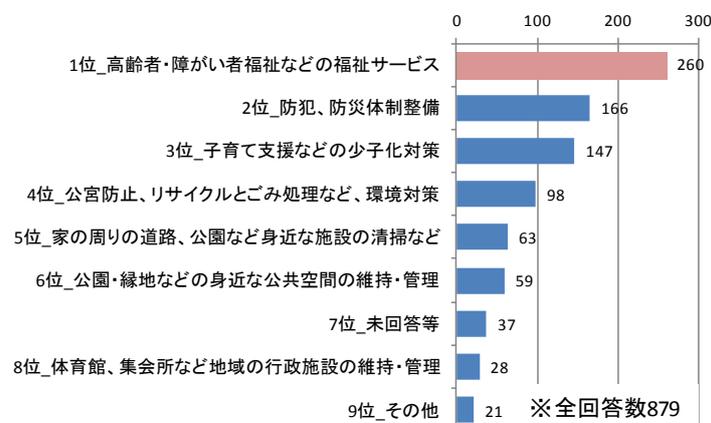
まちづくりにおいては全ての項目で重要度が3以上の割合が9割を超えていますが、満足度については、「高齢者のための生活環境が整っていること」「障がい者が、家庭や地域の中で安心して暮らせるようになること」の満足度3以上の割合が半分程度となっており、0の割合が高い項目もあります。



出典：苫小牧市総合計画第5次基本計画策定に係る意識調査結果(H26/4)

### 2) 市民（市民団体）と企業、行政が今後、連携・協力して進めることが必要な事項

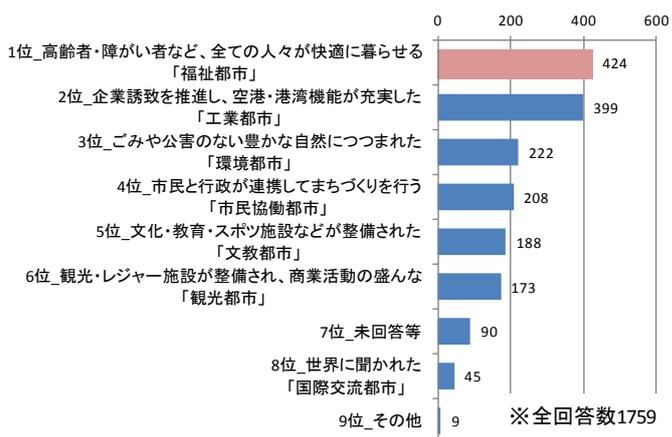
今後連携・協力が必要な事項として、「高齢者・障がい者福祉などの福祉サービス」が1位となっています。



出典：苫小牧市総合計画第5次基本計画策定に係る意識調査結果(H26/4)

### 3) 将来の苫小牧市の都市イメージ

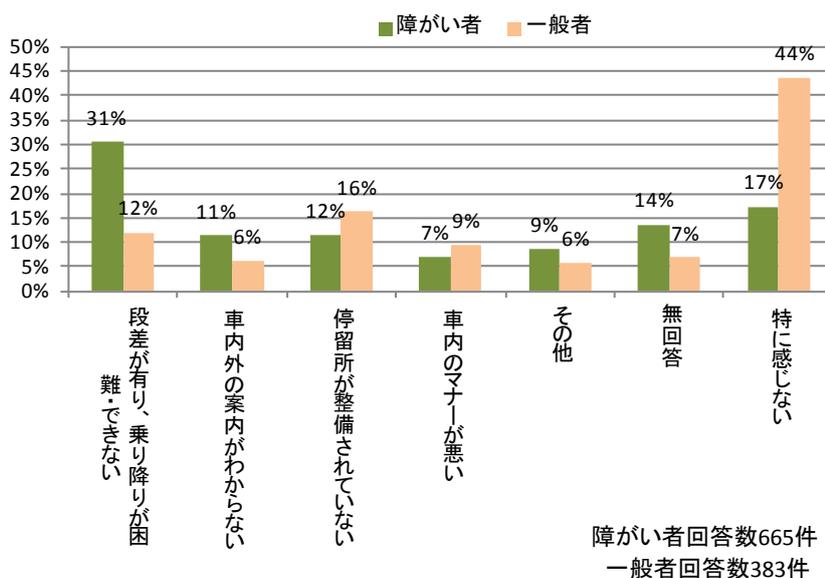
将来の苫小牧市をどのようなイメージの都市にすべきとの項目については、「福祉都市」が1位となっています。



出典：苫小牧市総合計画第5次基本計画策定に係る意識調査結果(H26/4)

### 4) バスや電車を利用する時で障壁（バリア）を感じることの割合

公共交通利用に際し障壁（バリア）を感じるものとしては、障がい者の3割が「段差が有り、乗り降りが困難・できない」と回答している一方、一般者は「特に感じない」を除けば、「停留所が整備されていない」の割合が高くなっています。

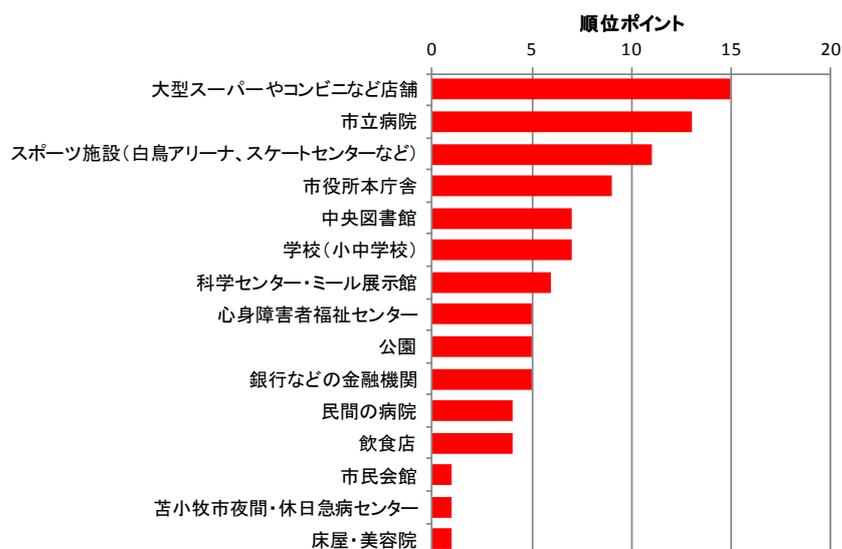


出典：苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び苫小牧市障がい者計画策定のための市民アンケート調査結果(H25/8)

## 5) 市内の主な施設で優先的にバリアフリー化が必要だと思う施設

優先度が高い施設としては、商業施設が1位、病院が2位、スポーツ施設が3位となっており、傾向としては、公共施設が上位となっています。

※順位ポイントは障がい者別の各施設回答数順位を1位～5位で5点～1点の順位点を合計した値



出典：苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び苫小牧市障がい者計画策定のための市民アンケート調査結果(H25/8)

## 6) アンケート調査(自由回答)で得られている意見要望

アンケート調査時に直接寄せられている意見として、バリアフリーに関連する内容は以下となっています。スロープの設置、移動距離など移動時に不便を感じている事の指摘となっています。

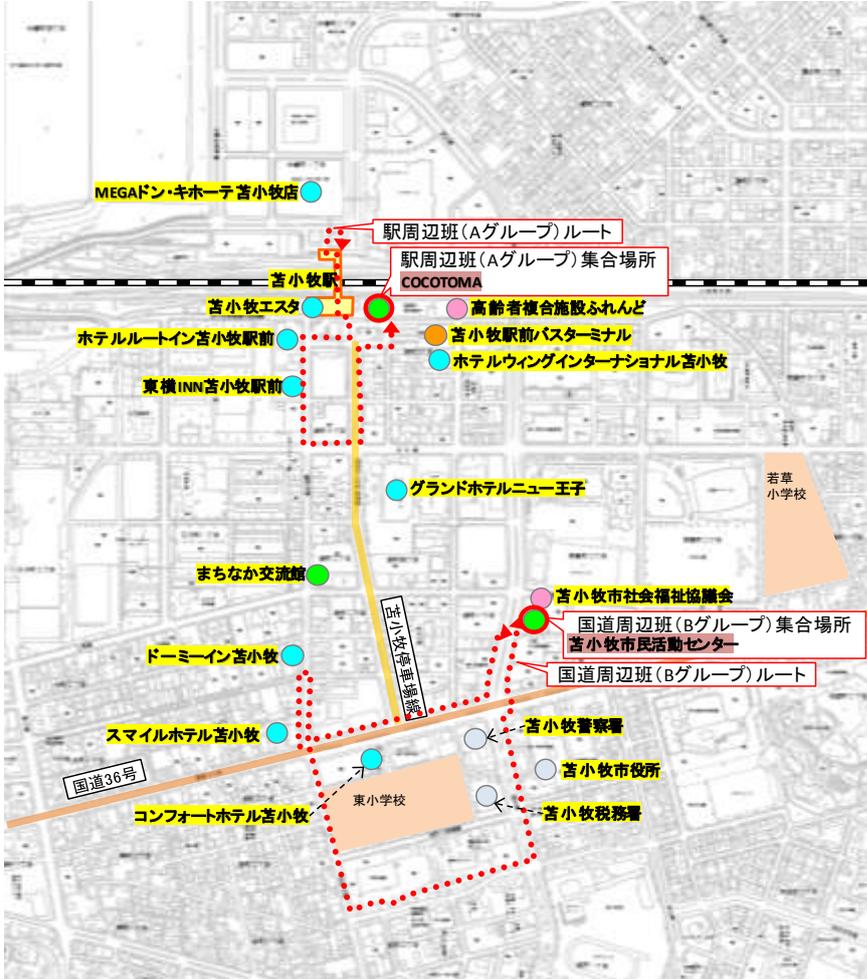
<p>買い物(スーパー)、バス、電車等が気軽に利用できる所がふえるとうれしいです。</p>	<p>市役所の正面入口に行くまでの間に障害者駐車場の所から手すりがあるととても楽になります。 点字ブロックはありますが、足の不自由な方にも歩きやすいようにならうれしくなります。</p>	<p>身障者の駐車場と病院、公的機関の入り口が離れている。</p>
<p>冬の除雪が十分に行われていない。</p>	<p>スロープに手すりはついているのですが、すぐそばの階段(2～3段)に手すりが付いていない</p>	<p>杖をついている方にご配慮をお願いしたいと思っております。</p>
<p>バスなど大型ではなく中型か小型化し、路線を細かく動きもよくすれば買い物などで苦労している障害者、高齢者も利用しやすくなり地域経済も活性化するとと思う。</p>	<p>車イスでの移動時のスロープが足りてない様な気がします。</p>	<p>トイレを札幌市のように洋式トイレを増やしてもらいたいです。</p>
<p>スーパーや交通量の多い所には横断歩道を作って欲しい。</p>		<p>病院と薬局の入り口が離れている。特に冬、外に出なければならず、障害者が薬を受け取りづらい。</p>

出典：苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び苫小牧市障がい者計画策定のための市民アンケート調査結果(H25/8)

### (3) まち歩きワークショップによる市民意向の把握

まち歩きワークショップは、基本構想策定の基礎資料とするため、検討中の重点整備地区内の生活関連経路で実施しました。高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人が安全で快適に活動できるように、よく利用する施設への経路となる道路についてまち歩きを行い、バリアフリーに対する意見や要望をワークショップ形式により整理しています。

#### 1) まち歩きワークショップの内容

<p>日時</p>	<p>平成27年8月27日(木) 13:30集合 ～13:45迄 現地調査前会議 ～14:45迄 現地調査 ～15:30迄 現地調査後会議</p>	<p>参加人数</p>	<p>駅周辺班 (Aグループ): 8名 国道周辺班 (Bグループ): 10名 計: 18名  ※事務局等13名、全体で計31名</p>
<p>調査ルート</p>	<p><b>駅周辺班 (Aグループ)</b>          苫小牧駅北口駅前広場→自由連絡通路→苫小牧駅南口駅前広場          →駅前本通線(シンボルストリート)→王子通線→苫小牧駅停車場線→COCOTOMA</p> <p><b>国道周辺班 (Bグループ)</b>          旭大通(苫小牧市民活動センター)→国道36号→駅前本通線(シンボルストリート)          →汐見大通線→旭中央通線→旭大通(市役所前)</p> 		

各グループの実施状況

項目	駅周辺班 (Aグループ)	国道周辺班 (Bグループ)
現地調査前会議  挨拶等の実施状況	▼COCOTOMA 	▼苫小牧市民活動センター 
現地調査中	▼苫小牧駅北口駅前広場  ▼王子通線 	▼国道36号  ▼駅前本通線 (シンボリストリート) 
現地調査後会議  現地調査の意見集約状況	▼COCOTOMA 	▼苫小牧市民活動センター 

## 2) まち歩きワークショップの結果

まち歩きワークショップでの意見を以下に整理します。

段差、点字ブロック、バス、案内情報提供、トイレ、介助などについての指摘、要望が寄せられました。

※誘導ブロックについては、参加者になじみのある点字ブロックと標記しています。

項目	意見	
広場・通路・施設	点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店の出入口方向がわかるとよい</li> <li>・エレベータまでの点字ブロックがさがしづらい</li> <li>・エレベータの中まで連続しているとよい</li> <li>・杖でさぐりながら点字ブロックの横を歩くので点字ブロックの上は歩かない</li> <li>・曲がる箇所に点状ブロックが設置されていない</li> </ul>
	障害物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の放置は通行のさまたげとなる</li> <li>・木の枝張りが通行のじゃまとなる</li> <li>・夕方にも放置自転車等の整備をしてくれる人が必要である</li> </ul>
	経路施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅出入口の引き戸扉が重たく開閉が大変である</li> <li>・エレベータの触知版がはがれている</li> <li>・建物スロープに押したら開く自動ドアがあればよい</li> <li>・心障センターのトイレ、エレベータのような音声ガイダンスがあるとわかりやすい</li> </ul>
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動線が使いづらかったり、レイアウトに難がある</li> <li>・利用経路がバリアフリーであるとよい</li> <li>・トイレのランプ呼出がどこにつながるのか、24時間対応なのかかわからない</li> <li>・トイレ便座の暖房によるやけど（低温やけど）の可能性があるのでスイッチを切る</li> <li>・身障者用トイレに入る途中で自動ドアが閉まることある</li> <li>・車いすトイレの数が少ない</li> <li>・主な施設のトイレを作り直して欲しい</li> <li>・あっても汚くて使えないトイレがほとんどである</li> <li>・バスターミナル廃止後のトイレはどうなっているのか</li> <li>・駅のトイレの表示がわかりづらい</li> </ul>
	段差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身障者駐車場周辺に段差がある</li> </ul>
	歩行空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広い場所についても点字ブロックの横断を避けて利用する</li> <li>・空間は広いがベンチ側に寄って設置されている点字ブロックのせまい方を歩くため、歩く場所は広くない</li> <li>・ベンチは人が座っているので更に歩く場所がせまくなる</li> </ul>

項目	意見
点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶系色・グレーは見づらい</li> <li>・黄色か白がよい</li> <li>・一部が剥離している</li> <li>・歩行経路に配置されていない</li> <li>・適切に配置されていない</li> <li>・誘導が間違っている</li> <li>・途中で切れていて連続性が無い</li> <li>・直角配列を斜めにした方が距離が短くなる</li> <li>・統一されていないのでわかりづらい</li> </ul>
路面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ブロックがあることで上りづらい</li> <li>・点字ブロックに車いすの車輪がはまる</li> <li>・段差はないが舗装に凸凹がある</li> <li>・凸凹な舗装は振動が体の負担となる、杖がひっかかり前後左右に滑らすことができない、旅行客のキャリーバックも使いづらい</li> <li>・舗装のデザインが統一されていない</li> <li>・凸凹に水たまり、冬期は凍結する</li> <li>・バス停前舗装に段差があり、水がたまっている</li> </ul>
障害物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木により点字ブロックが隠れている</li> <li>・植樹帯からの枯木や雑草が歩道に浸食し、通行のじゃまとなっている</li> <li>・店舗の看板が歩道に出ており通行のじゃまとなっている</li> </ul>
段差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グレーチングの隙間の幅が広く車輪がはまる</li> <li>・歩道と民地に段差がある</li> <li>・歩道と建物敷地内通路の色合いが近いと段差のあることがわかりづらい</li> <li>・歩道隙間の雑草による段差がある</li> <li>・舗装ブロックのがたつき・割れ・浮き上がり・波うちの段差がある</li> <li>・マンホール、ガス弁、NTT管等の段差がある</li> <li>・グレーチングの段差、傾きが通行に支障をきたしている</li> <li>・舗装が変わる所が段差となっている</li> <li>・植樹柵が破損し段差となっている</li> <li>・樹木の成長で根による舗装ブロックの盛り上がりの段差、傾きがある</li> </ul>
勾配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の横断勾配が急である</li> <li>・歩道の横断勾配によってまっすぐ進めなくなる</li> <li>・縦断勾配が急な箇所がある</li> <li>・建物出入口スロープの勾配が急である</li> </ul>
歩行空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道が広くない</li> <li>・雪により通路幅がせまくなる冬の方が危険である</li> <li>・横断歩道の先に歩道がなく車道通行となる</li> <li>・車いすで移動しやすい歩行者ネットワークを構築して欲しい</li> <li>・雨の日はカッパを着用しているので雨がしのげる場所があるとよい</li> <li>・苫小牧の住居表示の看板等に番地表示なく位置がわかりづらい</li> </ul>

項目	意見
交差点 横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低下ブロックの段差に車輪がひっかかる</li> <li>・縁石に段差がある</li> <li>・グレーチングのみぞや段差、傾斜のある点字ブロックがある場合車いすで通行しづらい</li> <li>・白線が滑りやすいので樹脂などで滑らないようにする方法もあると思う</li> <li>・車いすが段差を超えるために前輪を上げる回数が少なくなるとよい</li> <li>・ベビーカーは前輪を上げないので、少しの段差でも赤ちゃんにガタンと衝撃になる</li> <li>・すべりやすい、づらいではなく平坦であることが重要である</li> <li>・距離が長い横断歩道は、車いすでは時間内にわたりきれないので車いす用押しボタン（歩行者青時間延長）を設置してほしい</li> <li>・バス乗降場への横断歩道は音響信号機が必要である</li> </ul>
バス移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低床バスが苫小牧では運行してない</li> <li>・車いすでバスに乗りづらい</li> <li>・車いす1人（台）しかバスに乗れない</li> <li>・低床バスにも身障者が乗れる座席がない</li> </ul>
その他 介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌ではエレベータ押して開けてくれる人がいるが、苫小牧ではない</li> <li>・青信号待ちの際に、「一緒に待ちましょう」などの声かけが必要である</li> <li>・店などの建物スロープの車いす等は押してあげたらいい</li> <li>・車いすで段差にはまった時に人が多くいると誰かが助けると考え、かえって助けてくれない</li> <li>・「たすけて！」と言ったときに聞こえた人はまず誰かほかにいないかを確認し自分しかいなかったら助けてくれる（積極性がない）</li> </ul>

以上の意見を総括し、今後のバリアフリー化に向け対応すべき内容として以下のとおりに整理しています。

バリアフリー 動線について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 安心安全な歩行者動線を確保</li> <li>➤ 歩行者動線に設置・接続する各種施設の使いやすさを考慮</li> <li>➤ トイレ等への動線も考慮</li> <li>➤ 沿道施設との連続性に配慮</li> </ul>
歩道内	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な樹木の維持管理</li> <li>➤ 路上施設の配置を考慮</li> <li>➤ 安全な歩行空間の確保</li> <li>➤ バス利用者への配慮</li> <li>➤ 沿道施設との連続性に配慮</li> </ul>
歩道外	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 沿道施設との連続性に配慮</li> <li>➤ 点字ブロックの沿道施設との連続性に配慮</li> </ul>
歩車道 路面管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な歩車道段差、勾配の確保</li> <li>➤ グレーチング（排水柵）による段差・勾配を工夫</li> <li>➤ 歩道の舗装材については視覚障がい者や車いす利用者等へ配慮</li> <li>➤ 適切な路面の維持管理</li> </ul>
点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 点字ブロック敷設にあたり、視覚障がい者や車いす利用者の利便性を考慮</li> <li>➤ 点字ブロックの沿道施設との連続性に配慮</li> <li>➤ 点字ブロック敷設方法の改善</li> </ul>

### 3. 重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針

#### (1) 基本理念

ともに創るやさしい苫小牧ー自立を応援する福祉のまちづくりー  
「自由な移動が保障されるまち」・「快適さや豊かさを実感できるまち」を目指して

「苫小牧市総合計画」「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を踏まえ策定されている「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画・苫小牧市障がい者計画」（以下福祉まちづくり計画）の共通理念である “ともに創るやさしい苫小牧ー自立を応援する福祉のまちづくりー” を基本理念とします。

#### (2) 目標設定

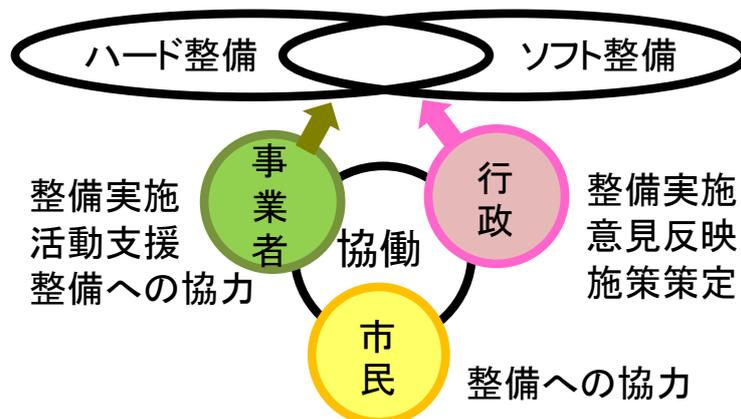
公共交通事業者や道路管理者、公安委員会などの関係機関と連携をとり、市民の皆様の協力と理解を得ながら、重点整備地区のバリアフリー化を進めていきます。

また、各事業者はバリアフリー化に向け事業計画を作成し、構想策定後おおむね10年間で完了を目指して順次事業を実施します。

#### (3) 基本方針

理念を実現するために、「ハードの整備」、「ソフトの整備」、「協働の取り組み」を推進しながら、福祉まちづくり計画の目標を踏まえ、以下の5つの方針を掲げ、バリアフリーを目指します。

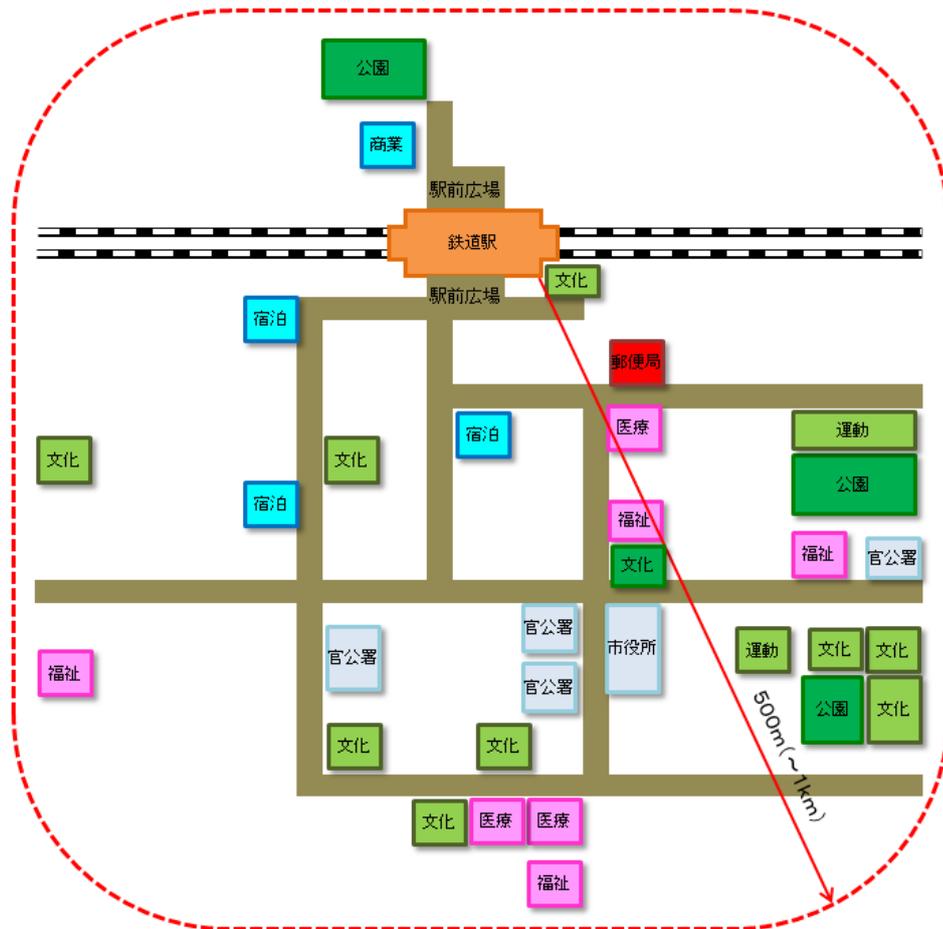
- 方針1：人間性が尊重されるまち：ノーマライゼーションの理念定着
- 方針2：自由な移動が保障されるまち：安全・安心な生活環境整備
- 方針3：社会的連帯が実現されるまち：情報共有・市民参加と協働
- 方針4：地域での生活が持続できるまち：施策評価と進捗管理
- 方針5：快適さや豊かさを実感できるまち：情報・コミュニケーション支援



## 4. 重点整備地区の設定

### (1) 基本的な考え方

バリアフリー新法においては、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路を定めることとなっています。それらについて、本市における考え方を以下に示します。



【重点整備地区】※ 

- ・1日当たりの乗降客数7,000人以上のJR苫小牧駅（特定旅客施設）を中心とする徒歩圏概ね半径500mあるいは経路延長が1kmまでの範囲を基本に設定します。

【生活関連施設】※ 

- ・駅や病院、官公庁施設、福祉施設など、高齢の方、障がいのある方などが日常生活等において利用する一定規模以上の施設（バリアフリー新法で定められている特別特定建築物）を基本とします。

【生活関連経路】※ 

- ・より多くの方が利用し、生活関連施設相互のバリアフリー化のネットワークを確保する経路とします。



### (3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設間を結び、ネットワーク化を図る主要な経路として選定しました。

主要な道路・バス路線であるなど幹線性の高い一定規模以上の道路

生活関連施設間をネットワーク

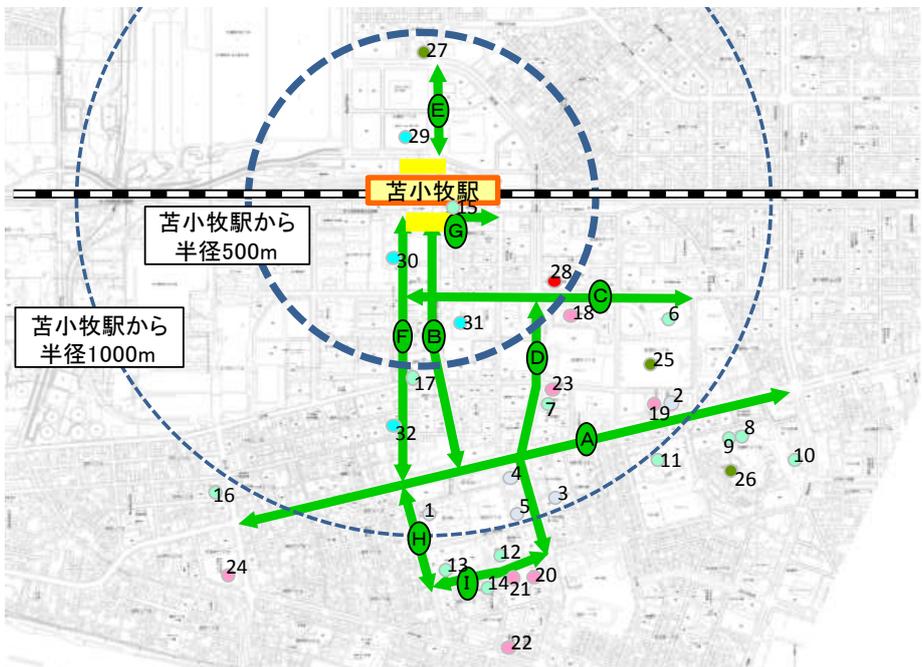
生活関連施設

**選定の  
ポイント**

- ・バリアフリー化のニーズが高い道路
- ・駅との連続性が高い施設
- ・道路管理者との協議

**生活関連経路**

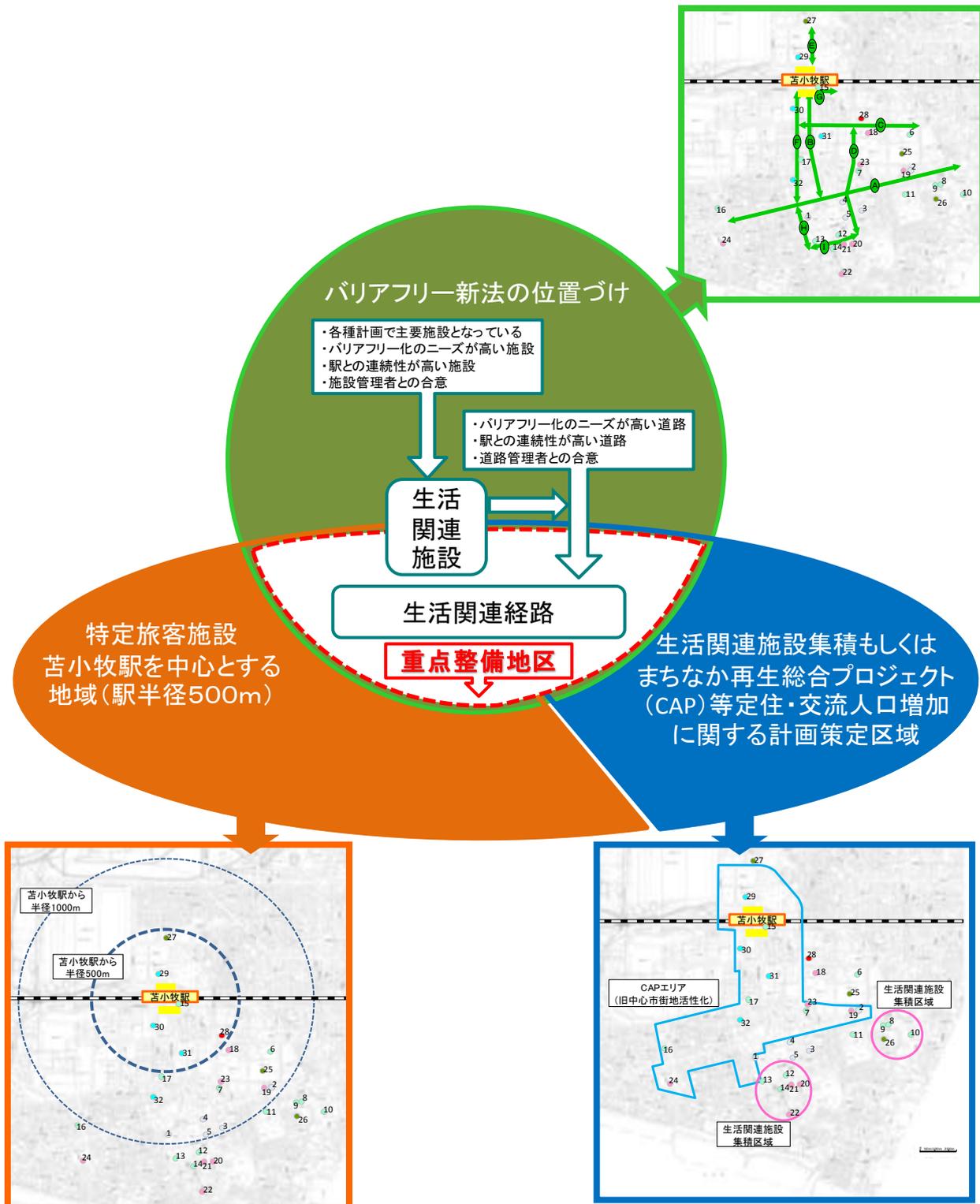
	路線名	区間	都市計画道路	バス路線	駅への主経路	道路管理者との協議
A	国道36号	国道276号～新川通	○	○		○
B	道道苦小牧停車場線	国道36号～苦小牧駅南口駅前広場	○	○	○	○
C	王子通線	若草町6号線～駅前本通線	○	○		○
D	旭大通	王子通線～旭中央通線	○	○		○
E	木場町中央通線	苦小牧北口駅前広場～旭大通	○	○	○	○
F	駅前本通線	国道36号～苦小牧停車場白金道線		○	○	○
G	苦小牧停車場若草道線	苦小牧駅南口駅前広場～駅前東通			○	○
H	汐見大通線	国道36号～旭中央通線	○			○
I	旭中央通線	旭大通～汐見大通線				○



※平成27年(2015年)12月現在

#### (4) 重点整備地区の設定

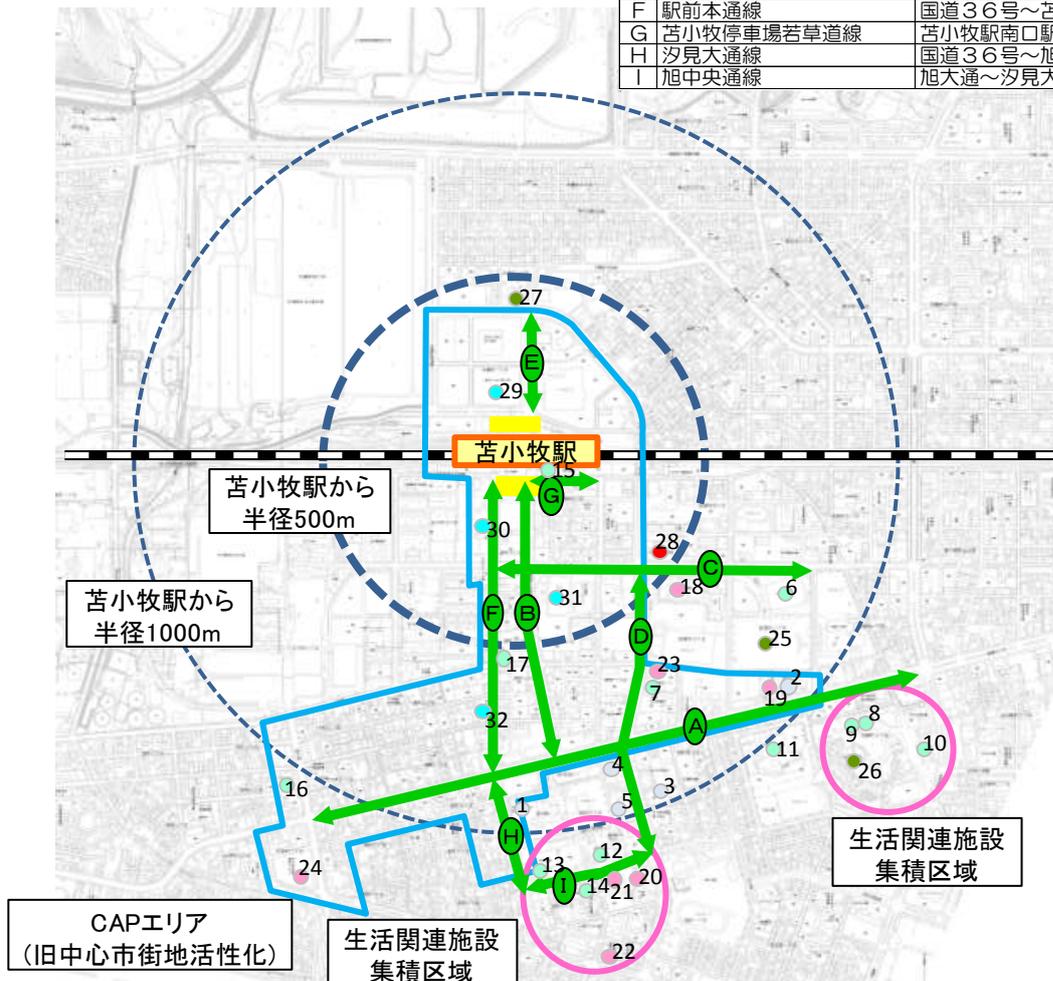
重点整備地区は、重点的かつ一体的にバリアフリー化を目指す地区であり、下図に示すバリアフリー新法の位置づけ等3つの条件を概ね満たす地域としました。



重点整備地区の条件を重ね合わせた下図をもとに、設定した結果を次頁に示します。

生活関連経路名称

	路線名	区間
A	国道36号	国道276号～新川通
B	道道苫小牧停車場線	国道36号～苫小牧駅南口駅前広場
C	王子通線	若草町6号線～駅前本通線
D	旭大通	王子通線～旭中央通線
E	木場町中央通線	苫小牧北口駅前広場～旭大通
F	駅前本通線	国道36号～苫小牧停車場白金道線
G	苫小牧停車場若草道線	苫小牧駅南口駅前広場～駅前東通
H	汐見大通線	国道36号～旭中央通線
I	旭中央通線	旭大通～汐見大通線

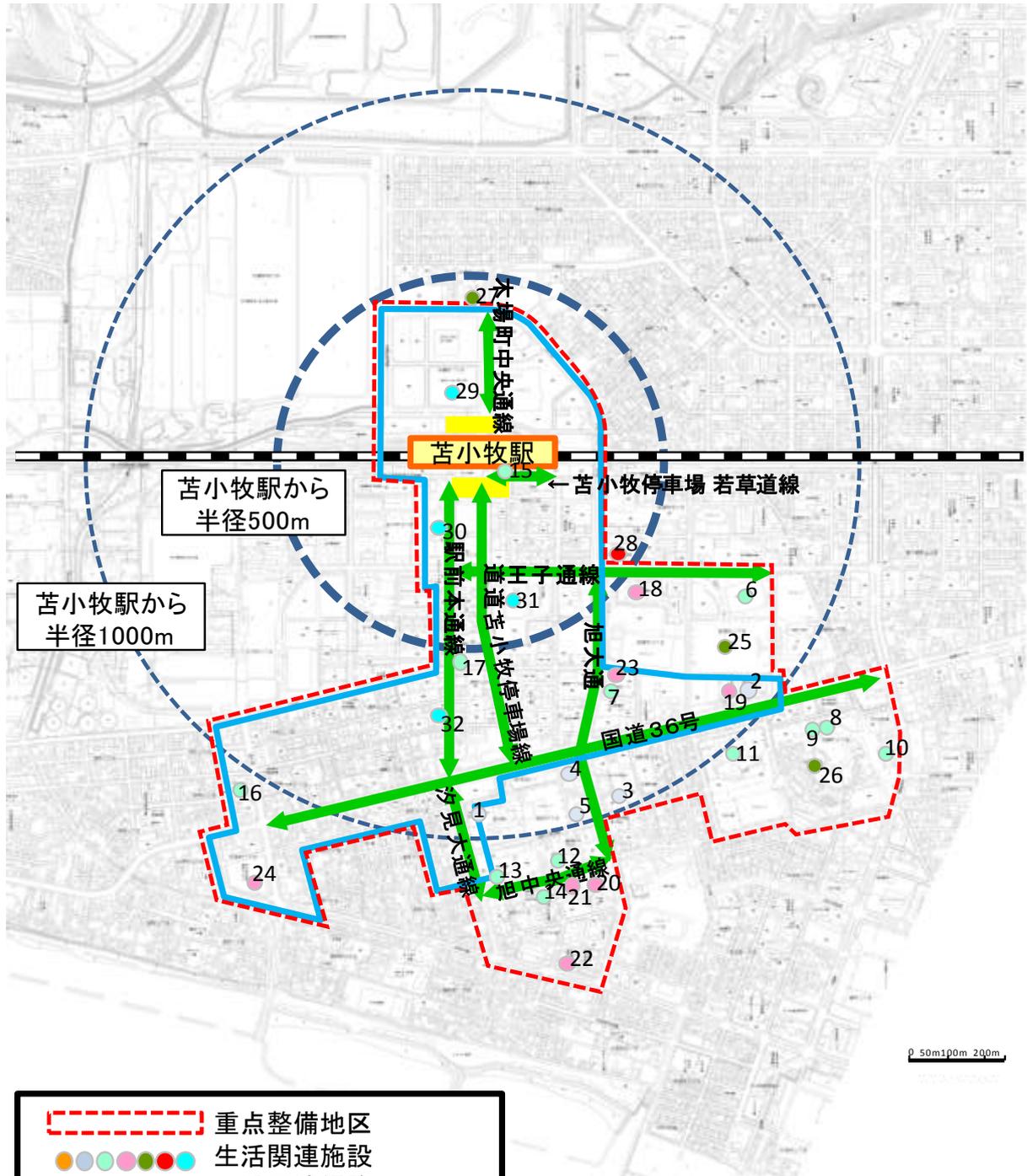


生活関連施設名称

※平成27年(2015年)12月現在

施設分類		凡例	
施設分類	施設名	施設分類	施設名
● 旅客施設	◎ 苫小牧駅	● 医療・福祉施設	18.王子総合病院 19.北海道苫小牧保健所 20.苫小牧市夜間・休日急病センター 21.苫小牧市保健センター 22.苫小牧市中心身障害者福祉センター 23.苫小牧市社会福祉協議会 24.苫小牧市教育福祉センター
○ 官公署	1.苫小牧法務総合庁舎(法務局・検察庁) 2.苫小牧年金事務所 3.苫小牧市役所 4.苫小牧警察署 5.苫小牧税務署	● 都市公園	25.中央公園 26.市民文化公園 27.新生公園
● 文化・運動施設	6.白鳥王子アイスアリーナ 7.苫小牧市民活動センター 8.苫小牧市立中央図書館 9.苫小牧市サンガーデン 10.苫小牧市美術博物館 11.苫小牧市総合体育館 12.苫小牧市科学センター 13.苫小牧市民会館 14.苫小牧市文化会館 15.ふれんどビル(COCOTOMA) 16.苫小牧市文化交流センター(アイビー・プラザ) 17.まちなか交流館(苫小牧信用金庫本店)	● 郵便局	28.苫小牧郵便局
		● 商業・宿泊施設	29.MEGAドン・キホーテ 苫小牧店 30.東横INN苫小牧駅前 31.グランドホテルニュー王子 32.ドーミーイン苫小牧

## 重点整備地区の設定



※重点整備地区面積：約140ha  
 生活関連経路延長：約6km  
 生活関連施設数：33箇所（苦小牧駅含む）

※平成27年（2015年）12月現在

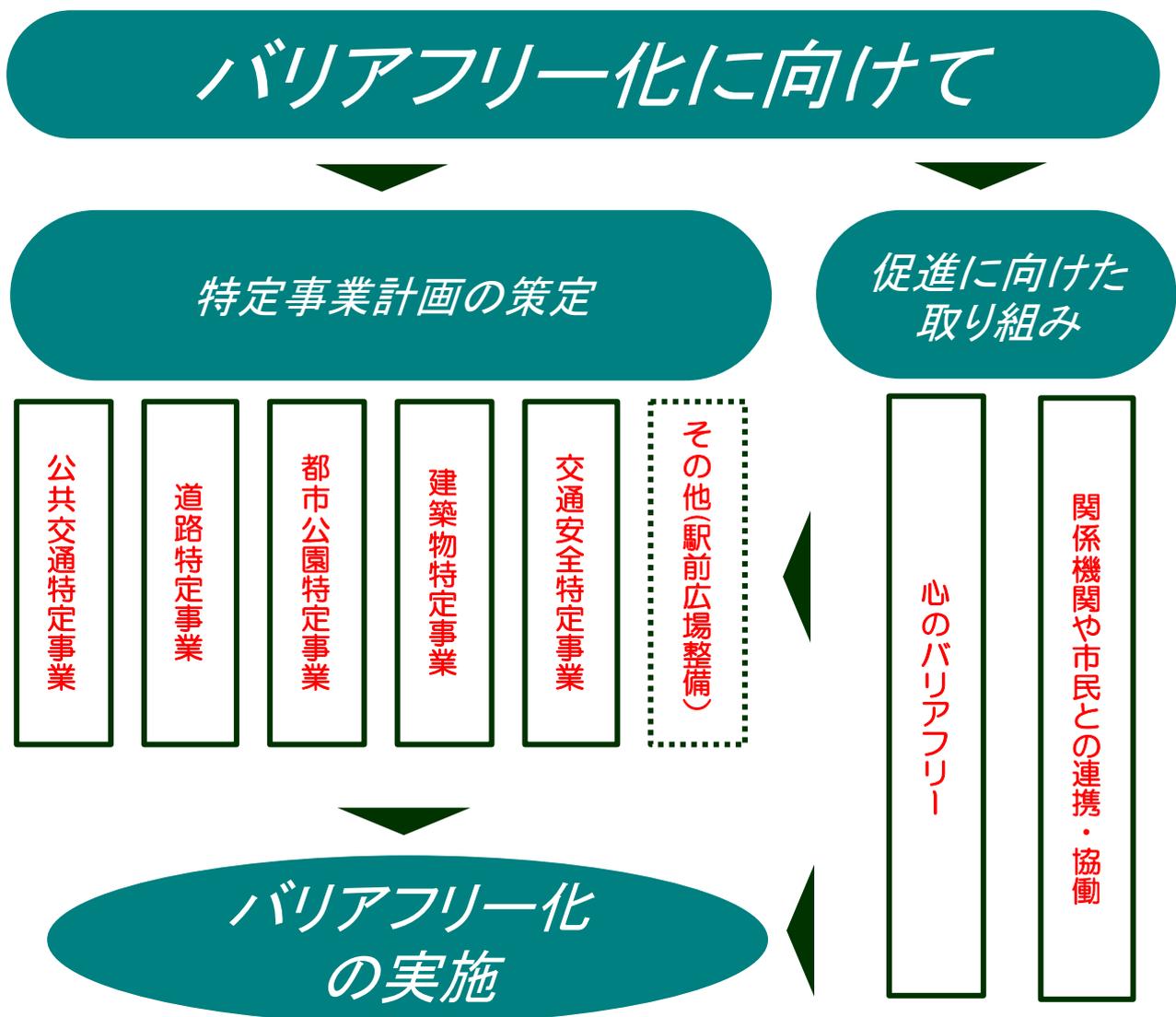
凡例	
生活関連施設	主な施設名称
● 旅客施設	◎苫小牧駅
○ 官公署	1.苫小牧法務総合庁舎（法務局・検察庁） 2.苫小牧年金事務所 3.苫小牧市役所 4.苫小牧警察署 5.苫小牧税務署
● 文化 ・運動施設	6.白鳥王子アイスアリーナ 7.苫小牧市民活動センター 8.苫小牧市立中央図書館 9.苫小牧市サンガーデン 10.苫小牧市美術博物館 11.苫小牧市総合体育館 12.苫小牧市科学センター 13.苫小牧市民会館 14.苫小牧市文化会館 15.ふれんどビル（COCOTOMA） 16.苫小牧市文化交流センター（アイビー・プラザ） 17.まちなか交流館（苫小牧信用金庫本店）
● 医療 ・福祉施設	18.王子総合病院 19.北海道苫小牧保健所 20.苫小牧市夜間・休日急病センター 21.苫小牧市保健センター 22.苫小牧市心身障害者福祉センター 23.苫小牧市社会福祉協議会 24.苫小牧市教育福祉センター
● 都市公園	25.中央公園 26.市民文化公園 27.新生公園
● 郵便局	28.苫小牧郵便局
● 商業 ・宿泊施設	29.MEGAドン・キホーテ 苫小牧店 30.東横INN苫小牧駅前 31.グランドホテルニュー王子 32.ドーマーイン苫小牧

## 5. バリアフリー化のための特定事業

### (1) バリアフリー化に向けて

生活関連施設及び生活関連経路を含む重点整備地区においては、特定事業計画を基本構想作成後可能な限り速やかに（おおむね1年以内に）作成し、各事業者による公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業の5つの特定事業を重点的かつ一体的に実施することによってバリアフリー化を推進していきます。

また、本市では、市民全体の「心のバリアフリー」の意識を高め、バリアフリー化の一層の促進に向けた取り組みを実施します。



## (2) 特定事業

### 1) 公共交通特定事業

事業者：道南バス（株）

対応課題	バス利用者への配慮として、バスを待つ利用者に快適な空間となる施設の充実が必要です。
事業項目	1. バス待合環境の改善
事業方針	バス利便性の向上に資する施設の導入による、バス停環境の向上に努めます。
実施メニュー	①屋根付きバス待合所の設置 ②わかりやすいバス停留所標識時刻表の設置 ③バス停留所の維持管理を地域で行うための連携体制の構築



苫小牧市内上屋付きバス停留所

### 2) 道路特定事業

事業者：国土交通省北海道開発局・北海道・苫小牧市

対応課題	視覚障がい者や車いす利用者の利便性を考慮した、路面、誘導ブロック等の改善や、適切な歩車道の段差、勾配の確保のほか、安全な歩行空間の確保が必要です。	
事業項目	1. 歩道の整備・改善	2. 歩行環境の向上
事業方針	生活関連経路を中心に歩道の整備・改善を進めます。	年間を通して、安全かつ安心して移動ができる歩行空間を確保するため、指導・啓発・住民との連携体制の構築に努めます。
実施メニュー	①歩道舗装の平坦性の確保 ②歩道の段差、勾配の改善 ③誘導ブロックの設置、改善 ④障害物の移設、撤去、形状変更	⑤安全を維持するための定期巡回 ⑥経路での情報提供の充実 ⑦周辺施設・住民との連携

・実施メニューについては路線毎に対応していくことになります

・情報提供とは事前情報提供手段としての地図・パンフレット・ホームページ等

生活関連経路一覧

路線	区間	道路 管理者	幅員(m)	車 線 数	歩道 設置
国道36号	国道276号 ~ 新川通	国土交通省 北海道 開発局	27~39 (5.00~6.00)	4 ・ 6	両側
道道 苫小牧停車場線	国道36号 ~ 苫小牧駅南口 駅前広場	北海道	27 (5.00)	4	両側
市道王子通線	若草町6号線 ~ 駅前本通線	苫小牧市	22 (3.50)	4	両側
市道旭大通	王子通線 ~ 旭中央通線	苫小牧市	36 (5.00~5.75)	4 ・ 6	両側
市道 木場町中央通線	苫小牧駅北口 駅前広場 ~ 旭大通	苫小牧市	30 (10.00)	4	両側
市道 駅前本通線	国道36号 ~ 苫小牧 停車場 白金道線	苫小牧市	18.18 (4.44~4.50)	2	両側
市道 苫小牧停車場 若草道線	苫小牧駅南口 駅前広場 ~ 駅前東通	苫小牧市	10 (2.50)	1	片側
市道汐見大通線	国道36号 ~ 旭中央通線	苫小牧市	20 (5.00)	2	両側
市道旭中央通線	旭大通 ~ 汐見大通線	苫小牧市	40 (13.00~18.00)	2	両側

( ) は歩道幅員



横断歩道への誘導ブロックとグレーチング（排水柵）の設置状況

### 3) 都市公園特定事業

事業者：苫小牧市

対応課題	公園の出入口とトイレ等を結ぶ最も一般的な経路となる園路の適切な勾配等の確保の他、安全な歩行空間の確保が必要です。 公園内のトイレ等は、利用しやすい施設となるよう機能の充実が必要です。	
事業項目	1.出入口、園路の整備・改善	2.施設等の整備改善
事業方針	公園利用者の最も一般的な経路となる園路を中心に整備・改善を進めます。	特定公園施設における利便性及び安全性の向上を図ります。
実施メニュー	①出入口・園路舗装の平坦性の確保 ②出入口～園路の勾配の改善 ③障害物の移設、撤去、形状変更	④バリアフリー対応施設への改善 ⑤車いす使用者用駐車施設の設置、改善 ⑥公園内外での情報提供の充実

- ・実施メニューについては公園毎に対応していくことになります
- ・バリアフリー対応施設とはトイレ、水飲場・手洗場・掲示板・標識等
- ・情報提供とは事前情報提供手段としての地図・パンフレット・ホームページ等

#### 生活関連施設である都市公園一覧

生活関連施設(公園)	公園管理者	公園種別	面積(ha)
中央公園	苫小牧市	近隣	3.10
市民文化公園	苫小牧市	総合	10.20
新生公園	苫小牧市	街区	0.79

#### 4) 建築物特定事業

事業者：苫小牧市

対応課題	歩道と建物出入口を結ぶ経路には適切な段差、勾配等の確保や、経路上の各種施設が利用しやすくなるよう機能の充実が必要です。 施設内のトイレ等は、利用しやすい施設となるよう機能の充実が必要です。 施設内をより円滑に移動するための移動サポート等が必要です。	
事業項目	1.施設等の整備・改善	2.利用環境の向上
事業方針	生活関連施設における利便性及び安全性の向上を図ります。	案内対応の充実、人的対応の向上を図ります。
実施メニュー	①建物内外の段差、勾配の改善 ②バリアフリー対応施設への改善 ③誘導ブロックの設置、改善 ④昇降設備の設置、改善 ⑤車いす使用者用駐車施設の設置、改善	⑥施設内外での情報提供の充実 ⑦施設関係者による手助けや介助

- ・実施メニューについては建物毎に対応していくこととなります
- ・バリアフリー対応施設とは出入口（扉）、トイレ、スロープ、階段等
- ・情報提供とは事前情報提供手段としての地図・パンフレット・ホームページ等

#### 建築物特定事業の対象とする生活関連施設一覧

生活関連施設(建物)	建物管理者	所在地
苫小牧市役所	苫小牧市	苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号
白鳥王子アイスアリーナ	苫小牧市	苫小牧市若草町 2 丁目 4 番 1 号
苫小牧市民活動センター	苫小牧市	苫小牧市若草町 3 丁目 3 番 8 号
苫小牧市立中央図書館	苫小牧市	苫小牧市末広町 3 丁目 1 番 15 号
苫小牧市美術博物館	苫小牧市	苫小牧市末広町 3 丁目 9 番 7 号
苫小牧市総合体育館	苫小牧市	苫小牧市末広町 3 丁目 2 番 16 号
苫小牧市文化交流センター (アイビー・プラザ)	苫小牧市	苫小牧市本町 1 丁目 6 番 1 号
苫小牧市保健センター	苫小牧市	苫小牧市旭町 2 丁目 9 番 7 号
苫小牧市教育福祉センター	苫小牧市	苫小牧市本幸町 1 丁目 2 番 21 号
苫小牧市夜間・休日急病センター	苫小牧市	苫小牧市旭町 2 丁目 9 番 2 号

#### 5) 交通安全特定事業

障がい者や歩行速度が遅い人に配慮し、横断歩道における安全確保のための協議を行います。

### (3) その他

#### 1) 苫小牧駅南口駅前広場

事業者：北海道・苫小牧市

対応課題	バスターミナル廃止による駅前広場でのバス・タクシー・自家用車等利用者の混在に対応し、安全な空間としての乗降場等の確保が必要です。 視覚障がい者や車いす利用者の利便性を考慮した、路面、誘導ブロック等の改善や、適切な歩車道の段差、勾配の確保のほか、安全な歩行空間の確保が必要です。
事業項目	1. 駅前広場周辺の整備、改善
事業方針	年間を通して、駅前広場並びに駅前広場周辺の利便性及び安全性の向上を図るほか、歩行空間の整備、改善を進めます。
実施メニュー	①バス乗降場の設置、改善 ②車いす利用者用駐車施設の設置、改善 ③タクシー乗降場の設置、改善 ④自家用車乗降場の設置 ⑤駐車場の設置、改善 ⑥歩道舗装の平坦性の確保 ⑦歩道の段差、勾配の改善 ⑧誘導ブロックの設置、改善 ⑨障害物の移設、撤去、形状変更 ⑩バリアフリー対応施設への改善

・バリアフリー対応施設とは上屋等の待合空間、掲示板・標識等



南口駅前広場

## 6. 基本構想の推進に向けて

### (1) 心のバリアフリーの推進

既にバリアフリー化整備の行われた、歩道等施設の利用者からは、バリアフリー化によって快適な歩行空間になっているなど、その整備に対し高い評価が得られています。

しかし、施設や設備などの物理的なバリアの除去が進んでも、バリアフリーが十分であるとはいえません。

段差などの物理的なバリアにより困っている人がいる時、まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりの心でその人の移動を手助けしてあげるなどの取り組みが重要になります。

市民誰もがバリアフリーについての理解と関心を深め、高齢者・障がい者をはじめ、周囲の人に対する思いやりの心を持つことが必要です。

今後は、バリアフリーについての関心を高めるため、第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び第3期苫小牧市障がい者計画で示されている情報共有、広報・啓発活動、障がい者との交流機会の拡大の取り組みを進める必要があると考え、その内容を以下に示します。

#### 1) 情報提供

『福祉ガイドブック』の刊行をはじめ、市の広報紙やホームページなど、多様な媒体を通じてサービス情報を提供します。

福祉のまちづくりや障がい者施策の進捗状況を市ホームページなどで公表するとともに、制度改正があった場合の事業者、関係団体等に対する周知を適切に行い、障がい当事者のサービス利用等の検討が円滑に行われる環境を整えます。

#### 2) 広報・啓発活動

障がいのある方を取り巻く状況や障がい者施策の基本的な考え方等について、市の広報紙、ホームページ等を通じて広報活動を進めます。また、当事者団体等が主催する研修会、講演会等の市民への周知を行います。

障がいや障がいのある方に対する理解を深めるために必要な情報提供や啓発活動を行い、障がいを理由とする差別の解消につなげます。

#### 3) 障がい者との交流機会の拡大

障がい者週間（12月3日～9日）をはじめとした各種行事を通じて、障がいのある方との交流や、地域における交流機会の拡大に努めます。

広く市民を対象としたイベント等に、障がいのある方も気軽に参加できるよう配慮し、その環境整備に努めます。

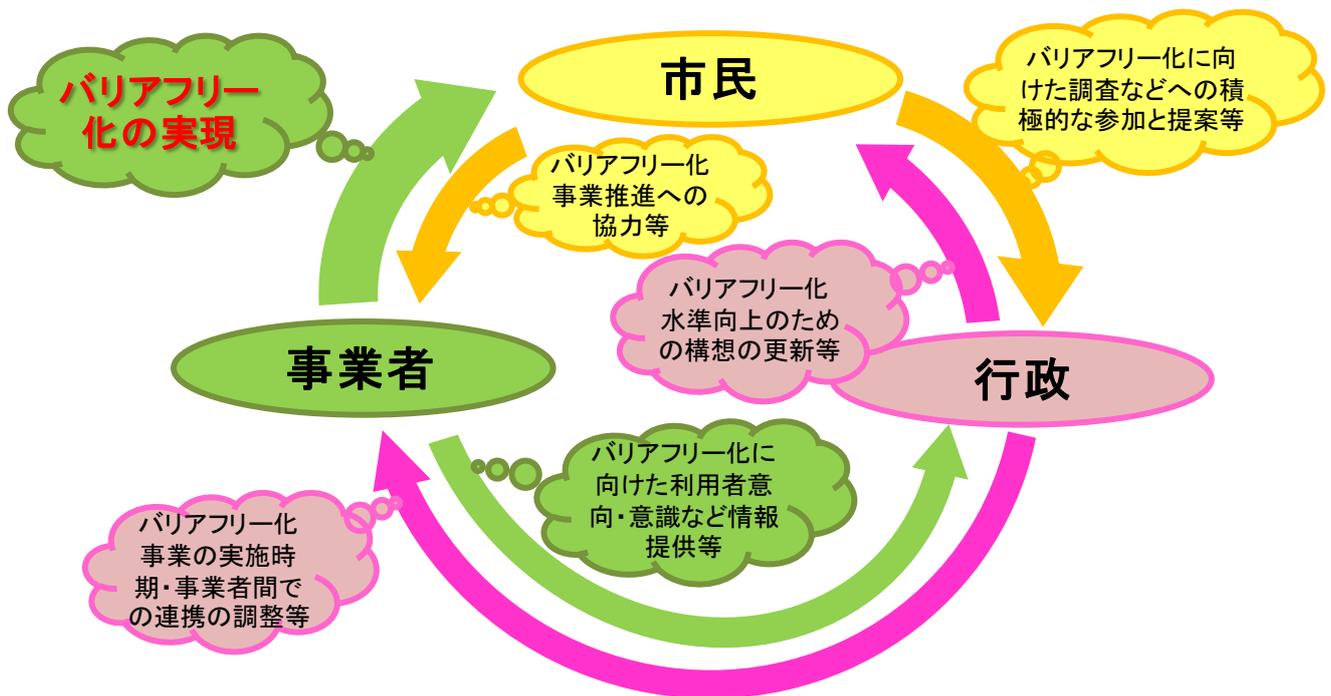
施設が主催するイベントへの地域住民の参加を働きかけ、市民と利用者、地域と施設の交流を促進します。

## (2) バリアフリー化水準の向上のための取り組み

### 1) 関係機関の連携

バリアフリー化の実施段階においては、市民、行政、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して推進していくことが重要です。

【市民・行政・事業者の協働による取組み体制】

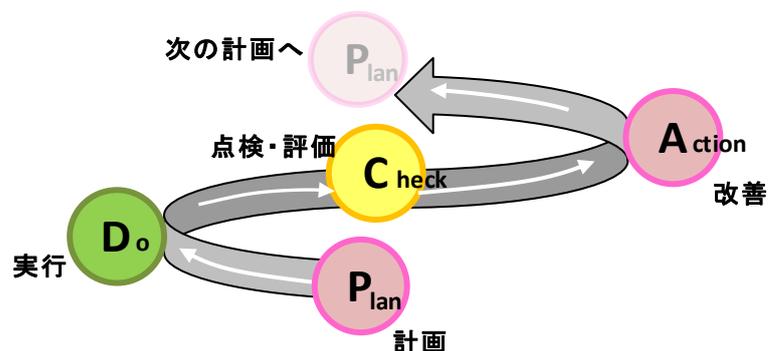


### 2) バリアフリー化の持続的な推進

歩行空間のバリアフリー化については、全ての利用者を満足させる空間づくりが難しいことから、段階を経て、その水準を向上させていくべきと考え、PDCAサイクル(Plan「計画」⇒Do「実行」⇒Check「点検・評価」⇒Action「改善」)の取り組みにより行っていきます。

なお、本構想の推進にあたっては、必要に応じて協議会等を活用し点検・評価を実施していきます。

【PDCA サイクル】



【用語解説】

見出し	用語	解説
あ行	アクセス	地点間の経路、または交通手段等のこと。
	安全な歩行空間	歩行者が安全で快適に歩くことのできる歩道等の空間のこと。
	移動等円滑化	高齢者・障がい者等の日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際に係る身体の負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
	移動等円滑化基準	バリアフリー新法に定められた、移動等円滑化に関する基準。
	音響式信号機 (視覚障害者付加装置付信号機)	歩行者用青信号の表示の開始又は表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと、歩行者用信号機が「青」になったことを、「ピヨピヨ」や「カッコー」などの鳥の鳴き声やメロディで知らせる。
か行	基本計画	政策や事業における基本的な方針とその内容、プログラムのこと、基本構想を受けて、事業実施のための具体的な課題や条件を整理し、具体的な対応策やアイデアを示すことで具体的な設計の指針とするもの。
	基本構想	公共交通事業者、道路管理者等の各施設管理者の協力の下で、旅客施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本的な計画のこと。
	CAPエリア	まちなか再生総合プロジェクト(CAP)において設定されている、旧中心市街地活性化基本計画(平成12年度策定)のエリアのこと。
	協働	地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組み・活動すること。
	車いす利用者用駐車施設	障がいのある人が円滑に利用できるように、幅が3.5m以上で、障がい者用であることが見やすく表示されている駐車桟(スペース)のこと。
	グレーチング	鋼材を格子状に組んだ溝蓋で道路の排水路にかける蓋のこと。
	建築物特定事業	特別特定建築物の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業及び特定建築物における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業のこと。
	公共交通特定事業	特定旅客施設である駅等で、エレベータ、エスカレーターなど設置、段差の解消など、バリアフリー化のために必要な整備を行う事業や、バリアフリーの一定の基準に適合した車両を購入するなど、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業のこと。

見出し	用語	解説
か行	交通安全特定事業	重点整備地区内において、高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置、歩道への違法駐車行為の取締りなど、交差点や歩道の安全な移動、円滑な交通処理を目的とする、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業のこと。
	交通結節点	複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所を指し、交通ターミナルとも称され、駅・駅前広場・駐車場などの集まる場所のこと。
	交通バリアフリー法	鉄道駅などの旅客施設や、その周辺の道路などの移動経路において、歩道の段差の解消や視覚障害者のための誘導ブロックの設置、または、鉄道駅のエレベータの設置などにより、高齢者や身体障がい者等が公共交通機関を利用してスムーズに移動できるようにすることを目的として制定された法律（平成12年5月に公布し、同年11月15日に施行）で、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、ハートビル法と統合された。
	心のバリアフリー	バリアフリー化に関する市民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組みのこと。
さ行	市街地開発事業	一定の地域について市街地の大規模な整備開発を行うもの。自治体などが総合的な計画に基づいて、公共施設の整備改善や宅地の利用増進等を実施すること。
	肢体不自由	四肢（上肢・下肢）、体幹（腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分）が病気や怪我で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難がともなう状態である人のこと。
	重点整備地区	バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区。 重点整備地区は、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。
	障壁	障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる障害や壁となるバリアのことで、一般に「物理的なバリア」「制度的なバリア」「文化情報面のバリア」「意識上のバリア」の4つのバリアがあるとされている
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定められた範囲の障がい程度に該当すると認定された人に交付される手帳のこと。
	スパイラルアップ	「継続的改善」を意味し、計画を立て、実行に移し、結果を評価してより良いものとするために改善を行うこと。これら一連の取り組みをP（プラン）D（ドゥ）C（チェック）A（アクション）サイクルで最後のA（アクション）での改善内容をP（プラン）へ反映させることにより、段階的・継続的に向上させること。
	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。

見出し	用語	解説
さ行	生活関連施設	高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などのこと。
	総合計画	地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。 苫小牧市にとって基本となる一番大切な計画のことであり、「基本構想」と、基本構想をもとに策定する「基本計画」、基本計画の実施に関する「実施計画」の三層構造になっている。
	ソフトの整備	ハードの整備に対し、心遣いや気配り等、心のバリアフリーを育てること。
た行	超高齢社会	総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率と言う。世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、21%を超えた社会を「超高齢社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」としている。
	低床バス	乗降を容易にするために、床面を低くしてあるバス。車椅子のまま乗れるように昇降用リフトや乗降口にスロープを装備したバスのこと、乗降口と車内の床面に段差がないノンステップバスもある。
	点字ブロック (誘導ブロック・視覚障害者誘導用ブロック)	点字ブロックは、正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」のことで、視覚障がいのある人が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。 平行する線状の突起をその表面につけたブロックを「線状ブロック」といい、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる。 点状の突起をその表面につけたブロックを「点状ブロック」といい、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。
	道路管理者	道路を管理する主体を指し、高速道路・国道の管理は国土交通大臣が行い、道道の管理は北海道、市道の管理は苫小牧市が行うと定められている。
	道路特定事業	歩道、道路用エレベータ、通行経路の案内標識など、重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ道路等においてバリアフリー化された歩行空間を確保する、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業のこと。
	特定公園施設	都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩所／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／トイレ／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識のこと。
	特定建築物	病院、集会場、百貨店、事務所等、多数の者が利用する建築物のこと。
	特定事業	移動等円滑化のために必要な施設整備等に関する事業であり、公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業などがある。
	特定事業計画	基本構想で定められた重点整備地区内において、各施設管理者が実施する事業の場所、内容、予定期間、その他配慮すべき事項を定めた計画のこと。

見出し	用語	解説
た行	特定旅客施設	旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件（1日の利用客が5,000人以上の駅等の旅客施設）に該当する施設のこと。
	特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用する百貨店、劇場、ホテルなど、主として高齢者、障がい者などが利用する老人ホームのこと。
	都市基盤整備	一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設の整備のこと。
	都市計画マスタープラン	1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のことであり、苫小牧市では安全で快適、機能的な都市を実現するために、都市計画法に基づき都市計画を策定している。 その内容は市街化区域などの土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設の整備、区画整理などの市街地開発事業などで、これらの都市計画を進めるための基本方針のこと。
	都市公園	都市計画法に規定する都市計画施設である公園または緑地、または都市計画区域内において設置する公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの。 もしくは国が設置する公園または緑地（国立公園や国定公園等は含まない）のこと。
	都市公園特定事業	都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業のこと。
な行	内部障害	心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害のこと。 内部障害がある方の特徴として、外見からは障がい者と分かりにくいということがある。
	人間環境都市	苫小牧市は、開基百年にあたり、「人間環境都市」を宣言し、内容は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら、ともに生き生きと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまちです。
	ネットワーク化	網目のようなつながりにすること。
	ノーマライゼーション	障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のこと。
は行	ハードの整備	ソフトの整備に対し、建物、道路等「施設の障壁（バリア）」を改善、整備すること。
	ハートビル法	高齢者や障がいのある人等、不特定多数の人々が、安心して気持ちよく利用できる心（ハート）に優しいビルディング（ビル）の建築を促進することにより、だれもが快適に暮らせるような生活環境づくりに寄与することを目的とする法律で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称のこと。 平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。

見出し	用語	解説
は行	パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続のこと。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。
	バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。 物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。
	バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。 平成 18 年 12 月 20 日に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を一体化し、施策の拡充が図られた法律のこと。
ま行	まち歩きワークショップ	実際のまちを歩いて施設や道路などの利用のしやすさを確認したあとに、問題点や課題を洗い出すことや、その解決に向けた意見について議論すること。
	まちなか再生総合プロジェクト（CAP） （Central Tomakomai Active Project）	苫小牧市では JR 苫小牧駅を中心とする中心市街地の活性化の取り組みとして、将来の人口減少・超高齢化社会に対応した「持続可能なまちづくり」の実現に向けて、各種施策に基づき、まちなかを暮らしやすい生活空間へと充実させ、定住人口や交流人口の増加を目指していくための計画。 平成 23 年 6 月策定 平成 23～25 年 PROGRAM PART I 平成 26～28 年 PROGRAM PART II
や行	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
	ユニバーサルデザイン政策大綱	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省が平成 17 年に策定したもの。
ら行	利用円滑化基準	バリアフリー化のための最低レベルの基準のことで特定建築物では努力義務、特別特定建築物では適合義務がある。
	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。（月極駐車場は路外駐車場には該当しない）
わ行	ワークショップ	特定の課題に対応するために、課題に関心を持つ人が集まり、協働作業や話し合い等の諸活動を行うこと。

## ○ 苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会 委員名簿

【平成28年3月29日現在】

区 分	氏 名	機関・団体等の名称・役職名	備 考
学識経験者	◎下々村 光弘	苫小牧工業高等専門学校 教授	※
公共交通事業者	木藤 勇人	北海道旅客鉄道(株) 鉄道事業本部駅業務部 課長	
	木村 徹也	道南バス(株) 営業部長	※
	米子 典良	苫小牧地区ハイヤー協会 会長	※
	小松 文夫	苫小牧タクシーチケットサービス 副代表	※
道路管理者	湯口 雄司	北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 所長	
	岡部 敏幸	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所 所長	※
	山村 雅毅	苫小牧市都市建設部 部長	※
公安委員会	工藤 浩二	北海道札幌方面苫小牧警察署 交通官	※
市民団体等	松原 繁次	苫小牧市町内会連合会 会長	
	白鳥 忠一	苫小牧市老人クラブ連合会 副会長	
	○松島 茂夫	苫小牧市社会福祉協議会 事務局長	※
	石黒 孝一	苫小牧身体障がい者福祉連合会 体育副部長	
経済団体等	鹿毛 不二彦	苫小牧商工会議所 事務局長	※
	秋山 集一	苫小牧駅前通商店街振興組合 理事長	※
	野村 信一	苫小牧駅通中心商店街振興組合 副理事長	
	及川 康志	苫小牧駅前中央通り商店街振興組合 専務理事	
行政機関	舩山 令長	北海道運輸局交通政策部 消費者行政・情報課 課長	
	富田 聡子	苫小牧市総合政策部 部長	※
	飯田 伸一	苫小牧市財政部 部長	
	片原 雄司	苫小牧市市民生活部 部長	
	山本 俊介	苫小牧市福祉部 部長	※
	福原 功	苫小牧市産業経済部 部長	※

◎会長

○副会長

※苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会駅前広場部会 委員

## ○ 苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会設置要綱

### (設置)

第1条 JR 苫小牧駅の駅前広場再整備計画(以下「再整備計画」という。)並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第25条第1項に基づく苫小牧市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するにあたり、法第26条第1項に基づく協議を行う機関として、苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 再整備計画の策定に関すること。
- (2) 基本構想の策定に関すること。
- (3) 前項に掲げるもののほか、再整備計画並びに基本構想の策定に関し必要な事項に関すること。
- (4) 基本構想におけるバリアフリー特定事業に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、市長が委嘱し、又は任命する者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業等に従事する者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会に従事する者
- (5) 市民団体等の活動に従事する者
- (6) 経済団体等の活動に従事する者
- (7) 行政機関等に従事する者
- (8) その他市長が必要と認めたる者

### (任期)

第4条 任期は、委員の委嘱又は任命の日から、再整備計画並びに基本構想を策定するまでとする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (招集)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴き、または委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

### (部会)

第7条 協議会を機能的に運営するため、部会を置く。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課に置いて行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年9月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

○ 協議会等開催状況

平成26年度	平成26年 10月24日	苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会委嘱状交付式 および第1回苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会	
		1. 委嘱状 交付式	①委嘱状の交付 ②市長挨拶
		2. 議 題	①会長の選任 ②副会長の指名 ③部会委員の指名 ④バリアフリー基本構想策定と重点整備地区について ⑤JR苦小牧駅南北駅前広場の現況について ⑥駅前広場再整備計画策定の必要性について ⑦駅前広場再整備計画とバリアフリー基本構想フロー・スケジュール
	10月20日	苦小牧駅南口駅前広場周辺交通量調査	
	11月17日		
	12月22日	苦小牧駅利用者アンケート調査実施	
	平成27年 1月28日	苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会「第1回駅前広場部会」	
		1. 報 告	①苦小牧市公共交通協議会における公共交通の考え方について ②駅前広場部会について ③駅前広場再整備計画等策定の必要性について ④駅前広場再整備理念について
		2. 議 題	①駅前広場機能配置の考え方について ②その他
	3月24日	苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会「第2回駅前広場部会」	
1. 報 告		①第1回駅前広場部会概要について ②アンケート結果及び交通量実態調査結果等について	
	2. 議 題	①苦小牧市駅前広場再整備計画策定基本方針について ②施設機能評価について ③駅前広場再整備機能配置案について	
3月30日	第2回苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会		
	1. 報 告	①第1回苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会概要について ②第1回及び第2回駅前広場部会概要について	
	2. 議 題	①苦小牧市駅前広場再整備計画基本方針（案）について ②バリアフリー基本構想における基本事項について	
平成27年度	8月5日	第3回苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会	
		1. 報 告	①苦小牧市駅前広場再整備計画策定基本方針について
		2. 議 題	①苦小牧市バリアフリー基本構想の概要について ②重点整備地区のエリア選定について ③重点整備地区（案）について ④平成27年度スケジュールについて
	8月27日	まち歩きワークショップの実施 参加人数31名（2ルート実施）	
	12月21日	第4回苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会	
		1. 報 告	①第3回苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会について ②まち歩きワークショップ実施結果について
		2. 議 題	①苦小牧市バリアフリー基本構想（素案）について ②今後のスケジュールについて
	12月24日	苦小牧駅南口駅前広場周辺交通量調査	
	平成28年 1月28日 ～ 2月26日	市民からの意見の募集（パブリックコメント） 提出意見 2件（5項目）	
	3月16日	市議会第5回定例会常任委員会報告 苦小牧市バリアフリー基本構想（案）について	
3月29日	第5回苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会		
	1. 報 告	①第4回苦小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会について	
	2. 議 題	①苦小牧市バリアフリー基本構想（案）について	





## 苫小牧市バリアフリー基本構想

平成28年（2016年）3月 苫小牧市

事務局：苫小牧市 総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課

郵便番号：053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話番号：0144-32-6111（代表）

U R L：<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp>